

令和 8 年 2 月 定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 8 年度当初予算等関係)

総 務 部

* 各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和8年2月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和8年度鳥取県一般会計予算		
	1 当初予算説明資料	(総括表)	5
		総務課	6
		政策法務課	10
		営繕課	11
	統計課	12	
	行政監察・法人指導課	14	
	教育学術課	16	
	総合事務センター		
	庶務集中課	28	
	物品契約課	31	
	行政体制整備局		
	人事企画課	32	
	職員支援課	35	
	職員人材開発センター	36	
	行財政改革推進課	37	
	公文書館	39	
	2 歳入歳出事項別明細書		41
	3 節の明細		44
	4 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	47

議案番号	件名	課名等	頁
第 2 号	令和 8 年度鳥取県用品調達等集中管理事業 特別会計予算		
	1 歳入歳出当初予算事項別明細書		5 0
	2 給与費明細書		5 2
	3 当初予算説明資料	総 務 課	5 5
		政 策 法 務 課	5 6
		総合事務センター 庶務集中課 物品契約課	5 7 5 9
	4 歳入歳出事項別明細書		6 0
5 節の明細		6 1	
6 債務負担行為に関する調書	庶務集中課ほか	6 2	
第 4 号	令和 8 年度鳥取県給与集中管理特別会計予算		
	1 歳入歳出当初予算事項別明細書		6 3
	2 当初予算説明資料	総合事務センター 庶務集中課	6 4
3 歳入歳出事項別明細書		6 5	

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第 35 号	鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関 条例の一部を改正する条例	行政監察・法人指導課 ほか	6 6
第 62 号	包括外部監査契約の締結について	行政監察・法人指導課	6 8
第 67 号	職員の確保に向けた多様で柔軟な働き方を推進す るための関係条例の整備に関する条例	行政体制整備局 人 事 企 画 課	6 9
第 68 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す る条例	行政体制整備局 人 事 企 画 課	8 7
第 69 号	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例	行政体制整備局 人 事 企 画 課	8 9
第 70 号	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例	行政体制整備局 人 事 企 画 課	9 1

当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
総務課	3,540,829	3,357,652	183,177	46,811		89,465	3,404,553	
政策法務課	14,335	14,326	9			460	13,875	
営繕課	724,062	664,149	59,913	16,090	39,000		668,972	
統計課	299,630	565,269	△ 265,639	246,899		185	52,546	
行政監察・法人指導課	14,492	14,487	5			3	14,489	
教育学術課	5,251,036	4,280,139	970,897	1,788,473	39,000	356,559	3,067,004	
総合事務センター								
庶務集中課	217,672	206,176	11,496			39,688	177,984	
物品契約課	27,220	39,974	△ 12,754				27,220	
行政体制整備局								
人事企画課	5,307,912	1,561,257	3,746,655	5,785		2,318,660	2,983,467	
職員支援課	74,737	74,711	26			6,333	68,404	
職員人材開発センター	65,867	49,238	16,629			23,393	42,474	
行財政改革推進課	168,335	85,696	82,639			106,669	61,666	
<地方機関計上予算>								
公文書館	51,400	19,510	31,890		25,000	1,630	24,770	
合計	15,757,527	10,932,584	4,824,943	2,104,058	<51,500>	2,943,045	10,607,424	県費負担 10,658,924

【説明】

<総務部の主な事業>

【教育学術課】

- 私立高等学校等就学支援金支給等事業(2,232,389千円)
- 私立学校教育振興補助金(1,942,013千円)
- 不登校対策事業(76,657千円)
- (新)学びの多様化学校設置支援事業(5,000千円)
- 私立学校等物価高騰対策支援事業(16,700千円)
- 官学連携による地域未来共創事業(14,500千円)

【人事企画課】

- (新)職員人件費(2,834,870千円)
- (新)地域を支える技術・専門職人材確保対策事業(1,194千円)

(注)起債欄の< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

総務課（内線：7848）、統計課（内線：7588）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	3,126,948	3,067,534	59,414	142,492		〈受託事業収入〉 359 〈雑入〉 58,821	2,925,276	

総務部一般職員294（定数外40含む）名分及び一般職の会計年度任用職員96名分の人件費である。

款	項	目	職員数（人）		予算額	財源内訳		
			一般職員	会計年度任用職員		国庫支出金	その他	一般財源
02 総務費	01 総務管理費 （総務課）	01 一般管理費 （総務課）	(40) 263	91 (※2)	(304,840) 2,873,167		(受託事業収入) 359 (雑入) 58,743	2,814,065
		02 企画費 （総務課）	(0) 9	1	72,548	1,872	(雑入) 18	70,658
	07 統計調査費 （統計課）	01 統計調査 総務費 （統計課）	(0) 22	4	181,233	140,620	(雑入) 60	40,553
計			(40) 294	96	(304,840) 3,126,948	142,492	59,180	2,925,276

※1 職員数欄及び予算額欄の上段（ ）は、定数外職員分で内数。

※2 障がい者ワークセンター10人を含む。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

1目 一般管理費

総務課（内線：7012）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知事・副知事費	43,583	41,938	1,645				43,583	
トータルコスト	95,523千円（前年度 92,674千円）〔正職員：6人、会計年度任用職員：1人〕							
<p>県政運営を円滑に推進するため、秘書担当等が知事・副知事と外部や各部局等との橋渡し、連絡調整に係る事務を集約的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 知事、副知事人件費 42,343千円 ● 知事、副知事交際費 1,000千円 ● その他事務経費 240千円 								
総務部管理運営費	24,552	24,552	0			<雑入> 150	24,402	
トータルコスト	76,798千円（前年度 75,018千円）〔正職員：5.1人、会計年度任用職員：3人〕							
<p>総務部関係所属の予算・決算業務及び連絡調整が必要な業務の集約的实施や県庁内図書室管理運営に要する経費である。</p>								

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 目 一般管理費

総務課（内線：7780）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知事公舎管理費	3,233	3,404	△171				3,233	
トータルコスト	11,291千円（前年度 10,891千円）〔正職員：0.3人、会計年度任用職員：1.5人〕							
<p>知事公舎の維持・管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事公舎の維持・管理 ・知事公舎で実施される各種行事の運営補助、日程調整、見学者対応（案内、説明）等 								
東日本大震災避難者生活再建支援事業	500	500	0				500	
トータルコスト	1,303千円（前年度 1,289千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>東日本大震災により避難し本県で生活しておられる方々が、孤立感を抱えることなく、安心して生活が送れるよう、市町村や民間支援団体「とっとり災害支援連絡協議会」等と連携し、支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災避難者等総合支援チーム会議の開催 制度的な課題が生じた場合などに、他部局、市町村、民間支援団体等により、解決に向けた施策等を検討する会議を開催する。 ● 避難者にかかる調査等への対応 復興庁が四半期ごとに調査している全国の避難者数にかかる調査、避難元の自治体からの協力依頼や調査依頼に対応する。 								

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
7目 財産管理費

総務課（内線：7771）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県庁舎管理事業	346,481	298,233	48,248	34,783		＜使用料18,741、財産収入2,716、雑入8,738＞ 30,195	281,503	
トータルコスト	365,829千円（前年度 316,868千円） [正職員：1.8人、会計年度任用職員：1.3人]							

1 事業の目的、概要

関係法令を遵守し、県庁舎を良好な状態で管理することにより、来庁者の安全確保や利便性の向上、職員の執務環境の保全を図るとともに、県有施設におけるTEAS1種の認証継続等環境配慮活動を推進する。

2 主な事業内容

	細事業名	内容	予算額
1	警備・防災業務	県庁舎の防災、警備委託費	85,169
2	管理・保全業務	清掃、廃棄物処理、除雪・排雪、植栽管理委託費	95,648
3	その他事務費	光熱水費、電話代、小修繕費等	165,664

県庁舎設備管理事業	176,765	103,496	73,269	10,156			166,609	
トータルコスト	200,852千円（前年度 127,157千円） [正職員：3人]							

1 事業の目的、概要

関係法令等を遵守し、県庁舎の各設備の機能維持及び改修により、執務者・来庁者の安全確保や利便性の向上、執務環境の保全及び改善を図る。

2 主な事業内容

	細事業名	内容	予算額
1	県庁舎の電話・電気・機械設備の維持管理	電話設備、電気設備、機械設備及び建築設備の点検委託	87,617
2	議会棟別館屋上防水改修工事	議会棟別館屋上の防水改修・躯体補修工事を行う（R7～R8継続費）	58,916
3	議会棟別館高圧ケーブル更新工事	議会棟別館の高圧ケーブル更新工事を行う（R7～R8継続費）	9,816
4	県庁舎設備機器の各種改修整備	経年劣化している庁内放送設備改修、本庁舎・第二庁舎多目的トイレ自動ドア部品交換等を行う。	20,416

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
1 項 総務管理費
4 目 文書費

政策法務課（内線：7023）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
文書法令費	13,434	13,434	0			<手数料1、財産収入5> 6	13,428	
トータルコスト	79,272千円（前年度 78,107千円） [正職員：8.2人]							

1 事業の目的、概要

(1) 文書事務処理費

起案文書の審査、文書及び公印の管理等に関する指導監督を行い、適正文書事務等の執行を図る。

(2) 法令諸費

条例、規則等の審査、法的課題への対応等により、各所属の適正な法的判断に基づいた業務運営を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
1 文書事務処理費	・起案文書の審査、その他文書事務の指導監督 ・文書の保存、引継ぎ及び廃棄に係る事務	2,693
2 法令諸費	・条例・規則等の法令審査事務 ・条例・規則等の閲覧・検索データベースの管理 ・県公報の発行事務 ・法律相談業務（所属からの相談対応、弁護士への相談） ・県が原告、被告等となる訴訟への対応 ・不服申立てへの対応総括	10,741

行政不服審査 会諸費	901	892	9			<負担金> 454	447	
トータルコスト	4,113千円（前年度 4,047千円） [正職員：0.4人]							

1 事業の目的、概要

県に対する不服審査請求について適正な審理手続を行うとともに、県及び共同設置市町村等に対する不服審査請求に係る行政不服審査会を運営することにより、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保する。
※本県においては、審査会を県と市町村及び一部事務組合等の計27団体で共同設置し、平成28年度から令和6年度までの間に、計38件の答申を行った。

2 主な事業内容

委員の研修の実施、審査会庶務職員の研修の実施、審査会の招集、議案、調書、記録、議事録等の作成、答申書作成、送付及び答申内容の公表、負担金の算定

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
7目 財産管理費

営繕課（内線：7011）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県有施設営繕事業	539,773	485,152	54,621	12,638	<19,500> 39,000		488,135	県費負担 507,635
トータルコスト	838,132千円（前年度 777,408千円） [正職員：35.8人、会計年度任用職員：2.9人]							

1 事業の目的、概要

県有施設の適正な維持保全を目的とし、小規模営繕（修繕、改修等）工事の一元的な執行管理を行い、「県有施設中長期保全計画」に基づく計画的な修繕等によりライフサイクルコストの縮減に取り組む。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
県有施設営繕事業 <拡充>	県有施設の営繕工事や修繕に係る経費 ※小修繕費（需用費）の上限額を50万円から100万円に引き上げ	480,912
営繕工事設計監督費	営繕工事設計等に係る経費	52,367
営繕業務管理運営費	営繕業務管理に係る経費（現地確認、連絡調整等業務の諸経費）	6,494

3 その他（改善点等）

近年の物価上昇等に起因する修繕経費の高騰に伴い、令和8年度から家屋等の修繕費の上限額を50万円から100万円に引き上げることとし、緊急的な修繕に迅速に対応していく。

県有施設の施設管理マネジメント事業	〔債務負担行為〕 42,814		〔債務負担行為〕 42,814	〔債務負担行為〕 1,972		〔債務負担行為〕 40,842
トータルコスト	184,289	178,997	5,292	3,452		180,837
トータルコスト	234,446千円（前年度 228,237千円） [正職員：6.2人、会計年度任用職員：0.1人]					

1 事業の目的、概要

県有施設の適正な維持保全を図るため、各種点検等業務を効率的に実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
マネジメント事業 <拡充>	維持保全業務外部委託のまとめ発注（12業種）、 建築基準法定期点検（外壁劣化診断、防火設備点検） ※建築基準法12条点検対象施設を「官公庁施設の建設等に関する法律」（官公法）による基準まで範囲を拡大	184,289 債務負担行為 42,814 (R9～R10)

3 その他（改善点等）

建築基準法12条点検の対象施設をこれまでの建築基準法に基づく対象施設から国機関の建築物に適用されている「官公庁施設の建設等に関する法律」（官公法）に基づく対象施設まで拡大（追加対象施設：13施設）し、能動的に施設の状況把握に努め、施設管理者と営繕課、東部建築住宅事務所、中部及び西部総合事務所建築住宅課が連携し、スマートグラス等を活用するなど点検のDX化を推進し、効率良く点検業務を行っていく。
また、12条点検対象外の施設も含めて各施設からの相談窓口を営繕課に新たに設置し、対応を行う。

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
 7 項 統計調査費
 1 目 統計調査総務費

統計課（内線：7588）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 〈財産収入〉	一般財源	
統計調査総務費	14,487	14,487	0	2,369		125	11,993	
トータルコスト	130,836千円（前年度 122,822千円）〔正職員：13.6人、会計年度任用職員：1.9人〕							

1 事業の目的、概要

統計データを活用した証拠に基づく政策立案を推進するため、利活用しやすい統計データの整備等を図る。
 また、統計調査の環境整備のため、統計調査の有用性の理解促進や統計調査員の確保に向けた対応を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額										
統計調査の環境整備 【国・単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村統計職員等向け研修の実施 ・登録調査員向け研修の実施、情報誌の発行 ・県が実施する統計調査の調査事務、国への届出事務 ・統計功労者表彰式の開催、出前講座の実施 	905										
統計情報の利活用推進 【国・単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・統計情報活用講座等の実施 ・中央専門研修への派遣 ・統計相談への対応 	445										
情報発信・普及啓発 【単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・「とりネット」やマスコミを通じた統計情報の発信、話題提供 ・統計年鑑等の編集・刊行 	1,760										
統計分析・加工【単県】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">県人口推計</td> <td>国勢調査結果を基に、住民の転入・転出数及び出生・死亡数を加減し、県及び各市町村の人口を推計する。（毎月）</td> </tr> <tr> <td>鉱工業指数</td> <td>県内製造業の生産・出荷・在庫高を調査し、県鉱工業指数を作成する。（毎月）</td> </tr> <tr> <td>企業経営者見通し調査</td> <td>企業経営者の景気や経営に対する判断と見通しを調査し、景気の状態を分析する。（四半期）</td> </tr> <tr> <td>県経済動向分析</td> <td>経済指標を収集し、県経済の動向を分析する。（毎月）</td> </tr> <tr> <td>県経済構造分析</td> <td>県経済を構造的に把握するため、県民経済計算、市町村民経済計算を取りまとめる。（毎年度）</td> </tr> </table>	県人口推計	国勢調査結果を基に、住民の転入・転出数及び出生・死亡数を加減し、県及び各市町村の人口を推計する。（毎月）	鉱工業指数	県内製造業の生産・出荷・在庫高を調査し、県鉱工業指数を作成する。（毎月）	企業経営者見通し調査	企業経営者の景気や経営に対する判断と見通しを調査し、景気の状態を分析する。（四半期）	県経済動向分析	経済指標を収集し、県経済の動向を分析する。（毎月）	県経済構造分析	県経済を構造的に把握するため、県民経済計算、市町村民経済計算を取りまとめる。（毎年度）	820
県人口推計	国勢調査結果を基に、住民の転入・転出数及び出生・死亡数を加減し、県及び各市町村の人口を推計する。（毎月）											
鉱工業指数	県内製造業の生産・出荷・在庫高を調査し、県鉱工業指数を作成する。（毎月）											
企業経営者見通し調査	企業経営者の景気や経営に対する判断と見通しを調査し、景気の状態を分析する。（四半期）											
県経済動向分析	経済指標を収集し、県経済の動向を分析する。（毎月）											
県経済構造分析	県経済を構造的に把握するため、県民経済計算、市町村民経済計算を取りまとめる。（毎年度）											
観光客入込動態調査 【単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・県の観光振興策を企画・立案するにあたり本県の観光客数、観光消費額、発地都道府県などについて調査を行う。（毎年） 	3,335										
共通経費【国・単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担統計専任職員（県職員）、事業実施に係る事務経費 	7,222										

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

7項 統計調査費

2目 基本統計費・3目 労働統計費・6目 教育統計費

統計課（内線：7588）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
統計調査	103,910	368,777	△264,867	103,910				
トータルコスト	187,292千円（前年度454,043千円）[正職員：9.4人、会計年度任用職員：2.1人]							

細事業名	内容	予算額
基本統計費（総務省）		
小売物価統計調査	商品の小売物価、サービスの料金、家賃等を調査し、消費者物価指数、その他物価の動向及び構造に関する基礎資料とする。（毎月）	7,986
家計調査	世帯の家計を調査して、消費生活の実態、生活水準の動向、地域差等を明らかにし、経済施策の基礎資料とする。（毎月）	18,665
労働力調査	15歳以上の者の就業状況を調査し、雇用対策をはじめ各種行政施策の基礎資料とする。（毎月）	9,432
経済センサス-活動調査	我が国すべての事業所及び企業を対象に、事業内容・従業者数・活動状態等を調査し、各種経済統計や産業政策の基礎資料とする。（5年周期）	40,837
社会生活基本調査	国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、各種行政施策の基礎資料とする。（5年周期）	10,567
計		87,487
労働統計費（厚生労働省）		
毎月勤労統計調査	鳥取県の賃金、労働時間及び雇用の動きを調査し、労働施策及び経済施策等の基礎資料とする。（毎月）	15,864
計		15,864
教育統計費（文部科学省）		
学校基本調査	すべての幼稚園、学校等について、教員数、生徒数、卒業者の状況等を調査し、学校教育行政の基礎資料とする。（毎年度）	381
学校保健統計調査	文部科学大臣が指定する幼稚園、学校等に在学する満5歳から17歳までの幼児、児童及び生徒の発育及び健康状態を調査し学校保健行政の基礎資料とする。（毎年度）	178
計		559

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
1 項 総務管理費
1 目 一般管理費

行政監察・法人指導課（内線：7825）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他 〈手数料〉	一般財源																									
行政監察・法人指導管理費	12,217	12,197	20			3	12,214																									
トータルコスト	37,661千円（前年度 36,906千円）〔正職員：2.7人、会計年度任用職員：1人〕																															
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>行政監察等の実施、監査結果の取りまとめ及び法人指導に係る連絡調整・事務手続き等を行い、効率的な行政監察・法人指導課業務の運営を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政監察</td> <td>透明性の高い、適正かつ効率的な行政運営の確保を図るため、本来の業務担当課とは異なる立場から、県業務の実施状況について、必要に応じて行政監察を実施する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員監査措置状況の取りまとめ</td> <td>監査委員監査（定期監査、行政監査及び財政的援助団体等監査等）の監査結果報告に対する各部局の措置状況等を取りまとめ、監査委員へ通知し、検討事項とされたもの等について措置のフォローを行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>包括外部監査</td> <td>監査機能の専門性・独立性の強化のため、地方自治法に基づき外部監査人と包括外部監査契約を締結の上実施し、外部監査人からの監査結果報告に対する各部局の措置状況等を取りまとめ、監査委員へ通知し、検討事項とされたもの等について措置のフォローを行う。</td> <td>9,320</td> </tr> <tr> <td>業務適正化（内部統制）</td> <td>業務適正化（内部統制）に係る評価を実施する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県職員内部通報・業務改善窓口</td> <td>職務上の法令違反その他の不正又は不当な行為、職員が業務を行う中で気が付いた正すべき点や改善すべき点等について、業務改善に繋げるため、通常の業務ラインとは別に相談できる鳥取県職員内部通報・業務改善窓口を設置している。 また、専門性を有する弁護士を配置した外部窓口も設置している。</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>不正経理に関する外部通報窓口</td> <td>適正な会計処理の確保のため、県の物品調達に係る不正経理に関する外部通報窓口を設置している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他事務費</td> <td>行政監察・法人指導課業務に係る事務的経費</td> <td>2,681</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	行政監察	透明性の高い、適正かつ効率的な行政運営の確保を図るため、本来の業務担当課とは異なる立場から、県業務の実施状況について、必要に応じて行政監察を実施する。		監査委員監査措置状況の取りまとめ	監査委員監査（定期監査、行政監査及び財政的援助団体等監査等）の監査結果報告に対する各部局の措置状況等を取りまとめ、監査委員へ通知し、検討事項とされたもの等について措置のフォローを行う。		包括外部監査	監査機能の専門性・独立性の強化のため、地方自治法に基づき外部監査人と包括外部監査契約を締結の上実施し、外部監査人からの監査結果報告に対する各部局の措置状況等を取りまとめ、監査委員へ通知し、検討事項とされたもの等について措置のフォローを行う。	9,320	業務適正化（内部統制）	業務適正化（内部統制）に係る評価を実施する。		鳥取県職員内部通報・業務改善窓口	職務上の法令違反その他の不正又は不当な行為、職員が業務を行う中で気が付いた正すべき点や改善すべき点等について、業務改善に繋げるため、通常の業務ラインとは別に相談できる鳥取県職員内部通報・業務改善窓口を設置している。 また、専門性を有する弁護士を配置した外部窓口も設置している。	216	不正経理に関する外部通報窓口	適正な会計処理の確保のため、県の物品調達に係る不正経理に関する外部通報窓口を設置している。		その他事務費	行政監察・法人指導課業務に係る事務的経費	2,681
区分	内容	予算額																														
行政監察	透明性の高い、適正かつ効率的な行政運営の確保を図るため、本来の業務担当課とは異なる立場から、県業務の実施状況について、必要に応じて行政監察を実施する。																															
監査委員監査措置状況の取りまとめ	監査委員監査（定期監査、行政監査及び財政的援助団体等監査等）の監査結果報告に対する各部局の措置状況等を取りまとめ、監査委員へ通知し、検討事項とされたもの等について措置のフォローを行う。																															
包括外部監査	監査機能の専門性・独立性の強化のため、地方自治法に基づき外部監査人と包括外部監査契約を締結の上実施し、外部監査人からの監査結果報告に対する各部局の措置状況等を取りまとめ、監査委員へ通知し、検討事項とされたもの等について措置のフォローを行う。	9,320																														
業務適正化（内部統制）	業務適正化（内部統制）に係る評価を実施する。																															
鳥取県職員内部通報・業務改善窓口	職務上の法令違反その他の不正又は不当な行為、職員が業務を行う中で気が付いた正すべき点や改善すべき点等について、業務改善に繋げるため、通常の業務ラインとは別に相談できる鳥取県職員内部通報・業務改善窓口を設置している。 また、専門性を有する弁護士を配置した外部窓口も設置している。	216																														
不正経理に関する外部通報窓口	適正な会計処理の確保のため、県の物品調達に係る不正経理に関する外部通報窓口を設置している。																															
その他事務費	行政監察・法人指導課業務に係る事務的経費	2,681																														

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
1 項 総務管理費
12 目 諸費

行政監察・法人指導課（内線：7884）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公益法人及び宗教法人事務費	710	725	△15				710	
トータルコスト	23,191千円（前年度 22,809千円） [正職員：2.8人]							

1 事業の目的、概要

- (1) 公益法人等事務
知事の所管に属する公益法人等の事業の適正な運営を確保するため、監督及び検査を実施する。
また、県内の一般社団・財団法人の公益認定等に関する事務を実施する。
- (2) 宗教法人事務
宗教法人法に基づき、知事の所轄に係る宗教法人の設立認証等の法定事項に関する事務を実施する。

2 主な事業内容

<事業内容>

区分	内容
公益法人事務	・公益認定・変更認定・変更認可申請及び変更届出の審査事務 ・定期提出書類等の確認、立入検査の実施等の監督事務 ・鳥取県公益認定等審議会の運営に係る事務
宗教法人事務	・規則認証（設立）、合併・解散・規則変更の認証、登録免許税非課税証明、諸届の受理、事務所備付け書類の受理・督促の事務

- (参考) 公益法人、移行法人及び宗教法人数（令和7年12月末現在）
- ・公益法人 74法人（公益社団法人：34法人、公益財団法人：40法人）
 - ・移行法人 32法人（一般社団法人：11法人、一般財団法人：21法人）
 - ・宗教法人 1,467法人

6 款 農林水産業費
1 項 農業費
1 目 農業総務費

行政監察・法人指導課（内線：7329）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
協同組合等検査事業	1,565	1,565	0				1,565	
トータルコスト	47,231千円（前年度 46,310千円） [正職員：5.5人、会計年度任用職員：0.4人]							

農業協同組合法、森林組合法、水産業協同組合法及び農業保険法に基づき、農林水産業団体の業務、会計等の検査を行うことにより、組合員の利益を保全するとともに、団体の健全な発展を図る。
検査にあたっては、公認会計士（外部委託）及び金融機関OB（会計年度任用職員）を活用し、検査体制の充実を図る。

- ※検査対象となる組合
農業協同組合（5組合）、森林組合（8組合）、水産業協同組合（11組合）、農業共済組合（1組合）

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
1 項 総務管理費
8 目 私立学校振興費

教育学術課（内線：7022）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	〔債務負担行為〕 14,285 149,271	〔債務負担行為〕 8,514 101,928	〔債務負担行為〕 5,771 47,343				〔債務負担行為〕 14,285 149,271	
トータルコスト	154,088千円（前年度 106,660千円）〔正職員：0.6人〕							

1 事業の目的、概要

私立中学校・高等学校等の校舎等の改築、大規模修繕等に要する経費の一部を補助することにより、教育環境の整備を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	<p>建築後、概ね20年以上経過した私立中学校・高等学校の既存校舎等の修繕に係る経費に対して補助を行う。 【補助率】1/3</p> <p><令和8年度実施校> ア 倉吉北高等学校 ・寮浴室及び第1校舎階段等改修工事（2,926千円） ・第2校舎外壁改修工事（1,980千円） イ 米子北高等学校 ・第1校舎教室・トイレ等及び第4校舎空調・トイレ改修工事（73,519千円） ウ 米子北斗中学校・高等学校 ・校舎棟及び管理棟トイレ改修工事（18,310千円） エ 米子松蔭高等学校 ・1号館屋上防水工事（3,307千円） ・5号館及び2号館空調更新工事（4,851千円） ・1号館間仕切り取替工事（16,702千円）</p>	121,595
(2) 私立専修学校大規模修繕促進事業補助金	<p>建築後、概ね20年以上経過した私立専修学校（専門課程又は高等課程に限る）の既存校舎等の修繕に係る経費に対して補助を行う。 【補助率】高等課程：1/6、専門課程：1/12</p> <p><令和8年度実施校> ア 日本海情報ビジネス専門学校 ・屋上設置キュービクル取替工事（614千円） イ 若葉学習会専修学校 ・2号館屋上及び外壁修繕工事、3号館トイレ修繕工事（1,191千円）</p>	1,805
(3) 私立学校振興資金利子補助金	<p>私立中学校・高等学校等の校舎等の改築（建替え）、大規模修繕事業等施設整備等のための借入金に係る利息の支払いに対して補助を行う。 【上限額】借入利率又は年1%のいずれか低い額（最長10年間）</p> <p><令和8年度新規実施校> 米子北高等学校（校舎改修）、米子北斗高等学校（トイレ改修）、米子松蔭高等学校（1号館改修等） ※債務負担行為 14,285千円（令和9年度～令和18年度）</p>	24,605
(4) 私立高等学校安全管理対策（防犯対策）事業補助金	<p>学校における生徒、教員等の安全を確保するため、小規模な防犯監視システム等の設備設置等に対して補助を行う。 【補助率】1/3</p> <p><令和8年度実施校> 鳥取城北高等学校（防犯監視システム設置）</p>	1,266
合計		149,271

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

教育学術課（内線：7824）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立高等学校等就学支援金支給等事業	2,232,389	1,305,831	926,558	1,479,293			753,096	
トータルコスト	2,242,201千円（前年度 1,315,214千円） [正職員：0.8人、会計年度任用職員：0.9人]							

1 事業の目的、概要

家庭の状況にかかわらず、全ての中学生・高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、授業料等を補助（学校の代理受領）し、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2 主な事業内容

対象者	補助金名	概要・支給額 （世帯の収入状況等に応じて決定）	予算額
高校生	(1) 【拡充】就学支援金	県内の私立高等学校等に通う生徒に対して、授業料の支援を行う。 ※国の高校授業料無償化に伴う上限額の見直し（396,000円/年→457,200円/年）及び財源の変更（国10/10→国3/4） ○支給額 ～457,200円/年	1,893,633
	(2) 総合支援金	低所得世帯を対象に（1）に上乗せして支援する。 ○支給額（その他納付金に充当）43,200円/年～86,400円/年	23,307
	(3) 学び直し支援金	高校等中途退学後、再び高校等で学び直す際、（1）の支給期間を超過する生徒に対して、授業料の支援を行う。 ○支給額 ～337,200円/年	2,698
	(4) 授業料減免補助金	原級留置者等、（1）の対象とならない生徒に対して、授業料の支援を行う。 ○支給額 ～457,200円/年	1,371
	(5) 【新】専修学校（高等課程）への支援	専修学校（高等課程）の生徒に対して、授業料の支援を行う。 ○支給額 ～153,000円/年	10,677
中学生	(6) 【拡充】就学支援金	県内の私立中学校に通う生徒に対して、授業料の支援を行う。 ※（1）の高校生就学支援金の拡充にあわせ上限額を見直し（396,000円/年→457,200円/年） ○支給額 ～457,200円/年	188,824
	(7) 総合支援金	低所得世帯を対象に（6）に上乗せして支援する。 ○支給額（その他納付金に充当）43,200円/年～86,400円/年	1,124
専攻科生	(8) 専攻科支援金	県内の私立高等学校専攻科に通う生徒に対して、授業料の支援を行う。 ○支給額 246,600円/年～493,200円/年	10,112
専修学校生	(9) 授業料等減免費交付金（高等教育の修学支援新制度）	対象の専修学校（専門課程）に通う学生の家庭の教育費負担を軽減する。 ○支給額（入学金に充当）～160,000円 ○支給額（授業料に充当）～590,000円/年	96,399
事務費	(10) 高等学校等就学支援金事務費	私立高等学校等の設置者に対して、事務費を交付する。	3,791
	(11) 中学校就学支援金事務費	私立中学校の設置者に対して、事務費を交付する。	453
合計			2,232,389

3 その他（改善点等）

- 就学支援金（高校生・中学生）
令和7年度からは、いわゆる高校授業料無償化に先立つ先行措置により、所得制限が事実上撤廃され、令和8年度からは国の高校授業料無償化に伴い、支給上限額が457,200円に引き上げられることとなった。また、県独自の私立中学生に対する就学支援金についても同様に所得制限を撤廃し、支給上限額を引き上げる。
- 専修学校（高等課程）への支援
これまでは授業料減免事業を行う私立専修学校の設置者に対して補助金を交付していたが、令和8年度からは、私立専修学校に通う低所得世帯の生徒に対し、支援金を支給（学校の代理受領）し、家庭の教育費負担の軽減を図る。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

教育学術課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校教育振興補助金	1,942,013	1,994,548	△52,535	284,328			1,657,685	

トータルコスト 1,947,633千円（前年度 2,000,069千円） [正職員：0.7人]

1 事業の目的、概要

私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の教育条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図り、各私立学校の特色ある取組を支援する。

2 主な事業内容

補助金名	校数	内容	県補助率	予算額
鳥取県私立高等学校教育振興補助金	8	一般分（人件費、教育管理費、設備費） 1,629,793 ※国の就学支援金制度の改正に伴う見直し 特別分（舎監配置、経営改善、土曜日授業、アクティブラーニング推進、地域連携による校外教育活動等） 24,018	定額 1/3、1/2他	1,653,811
鳥取県私立中学校教育振興補助金	3	一般分（人件費、教育管理費、設備費） 158,059 ※国の就学支援金制度の改正に伴う見直し 特別分（土曜日授業、アクティブラーニング推進等） 4,058	定額 1/2、2/3他	162,117
鳥取県心豊かな学校づくり推進事業補助金	11	私立中学高等学校の特色ある次の取組への支援 外国人入学生受入環境整備（通訳人材配置等） 次世代人材育成（英語教育の強化、国際交流推進） 教育相談体制整備（スクールカウンセラー配置） 外部人材活用（教員業務支援員、部活動指導員）など 高等学校8校 15,548、中学校3校 3,358	3/4	18,906
鳥取県私立専修学校教育振興補助金	10	一般分（教育管理費、設備費）※人件費加算あり 21,573 技能教育施設関連分(3校)※高等学校と並ぶ後期中等教育機関 （人件費、教育管理費、設備費） 83,336 （人権教育、情報教育等の魅力づくり） 1,475 授業目的公衆送信補償金への支援 495	1/15他 1/2 1/2、10/10 2/3	106,879
鳥取県私立専門学校職業実践専門課程推進事業補助金	2	認定を受けた専門学校が企業と連携して行う実習等職業実践活動経費への支援	1/2	300
合計				1,942,013

3 その他（改善点等）

- 私立高等学校・中学校教育振興補助金
 - ・平成19年度に単価方式に変更して以降、概ね3年ごとに単価見直しを行っている。
 - ・令和8年度は国の高校授業料無償化施策の実施に伴い、補助単価の見直しを行う。
- 心豊かな学校づくり事業補助金
 - ・令和8年度の国の制度改正に伴い、次世代を担う人材育成の促進に係る補助単価の拡充を行う。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

8 目 私立学校振興費

教育学術課（内線：7022）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校支援等事業	136,452	130,179	6,273	902		<受託事業収入> 418	135,132	
トータルコスト	159,736千円（前年度 153,051千円） [正職員：2.9人]							

1 事業の目的、概要

人材育成の場としての私立学校の魅力向上のため、私立学校の行う取組に対して幅広く支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 私立学校 JET-ALT配置支援事業	私立中学・高等学校が行う、JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。 【補助率】3/4	11,972
(2) 海外進学に必要となる民間英語試験受験料助成事業	高校生等が家庭の経済状況にかかわらず海外進学を目指せるよう、低所得世帯の高校生等に対して所定の英語試験の受験料を支援する。 【補助率】1/2（上限：20千円）	200
(3) 私立学校あいサポート教育推進事業	①私立学校手話教育推進事業 私立中学・高等学校での手話教育の取組に対して支援する。 【補助率】3/4 ②私立高等学校等特別支援教育サポート事業 特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備（研修費用、設備整備等）に要する経費の一部を助成する。 【補助率】1/2、1/3	3,940
(4) いじめ問題対策事業	学校満足度などを把握する心理調査（hyper-QU）を実施する私立中学・高等学校に対して支援し、心理調査の結果を活用した配慮を要する生徒の早期発見のための研修を通じていじめの未然防止につなげる。 【補助率】1/2	1,863
(5) 私学共済事業等助成事業	①私立学校協会補助金 私立学校の教職員を対象とする研修会や専門学校等進学フェア等の開催経費の助成を行う。 【補助率】1/2 ②私立学校経営相談事業補助金 私学経営の諸問題に対する研究分析、研修等に要する経費の助成を行う。 【補助率】1/2 ③私立学校退職金給付財源補助金 退職金給付の財源積立に対する助成を行う。 【補助率】36/1000 ④日本私立学校振興・共済事業団補助金 長期給付事業に係る掛金負担に対する助成を行う。 【補助率】8/1000	116,782
(6) 学校法人等連絡調整費	私立学校審議会の運営、優良卒業生知事表彰、私学教育功労者表彰に要する経費、学校法人、私立学校の認可・調査等に係る事務費	1,695
	合計	136,452

3 その他（改善点等）

○外国語教育の支援

令和8年度は私立中学・高等学校の3校が私立学校JET-ALT配置支援事業を活用して、外国語指導助手3名を配置するほか、高校生等が家庭の経済状況にかかわらず海外進学を目指せるよう、令和5年度から所定の英語試験の受験料を支援している。

○私立学校の質の向上・健全な運営等への支援

県内高校生等に向けて行う専門学校等進学フェアは、県内高等教育機関も出展するなど広がりを見せ、生徒の進路選択の幅を広げる機会となっている。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

教育学術課（内線：7841）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不登校対策事業	76,657	57,603	19,054				76,657	

トータルコスト 78,263千円（前年度 58,392千円） [正職員：0.2人]

1 事業の目的、概要

民間（私立学校等）のノウハウを活用しながら、児童生徒・保護者のニーズに応じて選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援することにより、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するとともに、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援を行う。

また、令和8年度に鳥取大学が、学校への登校等に困難を抱える児童生徒に対して居場所提供や相談支援を行う「子ども活動館（仮称）」を新設し、教員を目指す学生の実践的な学びの場とすることから、運営に携わる特任教員の配置について支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 鳥取県フリースクール連携推進事業	「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して、運営費等の助成を行う。 <補助率>1/2 <上限額>1施設あたり 4,000千円	58,551
(2) 鳥取県不登校児童生徒支援事業費	市町村が、県内のフリースクール等に通所する児童生徒の授業料等（会費・交通費等）に対して助成を行う場合に、当該市町村の助成事業費に対して助成を行う。 <補助率>市町村負担額の1/2 <上限額>授業料 児童生徒1人あたり 10,000円/月又は授業料月額額の1/3のいずれか低い額 交通費等 小学生1人あたり 1,500円/月 中学生1人あたり 3,000円/月	13,160
(3) 【新】鳥取大学子ども活動館（仮称）支援事業	鳥取大学に対して、新設する「子ども活動館（仮称）」の運営に携わる特任教員の配置について助成を行う。 <子ども活動館（仮称）の事業内容> ・学習面、情緒面に困難を抱える児童生徒に対する特別支援教育 ・学校への登校に困難を抱える児童生徒への居場所提供や相談支援 ・児童生徒への支援を通じた通級指導・不登校児童生徒支援モデル開発等の調査研究及び成果の地域への還元 ・教員を目指す学生に対し、学生ボランティアを通じて教育相談や特別支援教育の実践的な学びを提供 <補助対象経費>特任教員人件費（2名分） <補助率>1/2	4,946
合計		76,657

3 その他（改善点等）

県内の認定フリースクールは令和7年度末までに13施設（令和6年度末10施設）に拡大している。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
1 項 総務管理費
8 目 私立学校振興費

教育学術課（内線：7022）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 学びの多様化学校設置支援事業	5,000	0	5,000				5,000	
トータルコスト	5,803千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							

1 事業の目的、概要

多様な背景を持つ不登校児童生徒の教育の機会を確保するため、特別な教育課程に基づく教育を行う学びの多様化学校の設置を検討する学校法人を対象に、設置準備を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
学びの多様化学校設置支援事業	学びの多様化学校の設置前の準備を行う学校法人を対象として、設置検討や準備に係る協議会等の設置、プレイルールの設置に係る備品の購入等、地域住民への広報やニーズ調査等の経費を支援する。 【補助率】 1/3	5,000

3 その他

本県の小中学校における不登校児童生徒数は12年連続で増加しており、令和6年度調査においては過去最高の1,764人と前年度から108人増加し、100人当たり出現率は4.23人（令和5年度調査は3.93人）となっている。
一方、不登校の支援を行う民間施設である県内の認定フリースクールは、令和7年度末で13施設（令和6年度末10施設）にまで拡大しているものの、文部科学省の指定を受けた学びの多様化学校については、現在のところ県内への設置はない。このことから、学びの多様化学校の設置を検討する学校法人が設置準備を行う場合に、支援する仕組みが必要となっている。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

8 目 私立学校振興費

教育学術課（内線：7841）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
AT免許教習体制整備補助金	9,163	14,168	△5,005				9,163	
トータルコスト	9,966千円（前年度 14,957千円） [正職員：0.1人]							

1 事業の目的、概要

令和6年6月26日に公布（令和8年4月1日から段階的に施行）された道路交通法施行規則の一部改正により、大型免許等にオートマチック（AT）免許が導入されることに伴い、就職を希望する高校生の選択肢の拡大や慢性的な労働力不足に陥っている物流業界及びバス業界の雇用環境を整える観点から、AT免許教習体制の整備を行う自動車学校に対して緊急的に支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
AT免許教習体制整備補助金	指定自動車教習所が行うAT免許教習に使用する車両の購入等経費に対して補助を行う。 【補助率（補助限度額）】 AT大型二種車 1/12（2,083千円） AT大型車 1/12（1,666千円） AT中型二種車 1/12（833千円） AT中型車 1/12（833千円） AT準中型車 1/6（833千円）	9,163

※補助期間はR7年度からR9年度までで、1校あたり各車種1台限りとする。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
8目 私立学校振興費

教育学術課（内線：7022）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校等物価高騰対策支援事業	16,700	16,200	500	16,700				
トータルコスト	17,503千円（前年度 16,989千円）〔正職員：0.1人〕							

1 事業の目的、概要

物価高騰が長期化し、厳しい運営環境にある県内の私立中学校や高等学校、各種学校等について、必要な予算措置を講じることで、学びの継続を支援する。

2 主な事業内容

物価高騰下にあっても生徒の適切な学習環境を確保するために私立学校の運営支援を継続する。

区分	支援額	予算額	
私立中学校及び私立高等学校	学校規模に応じた定額支援	10,400	
	高等学校（大規模）		2,000千円
	高等学校（中規模）		1,000千円
	高等学校（小規模）		400千円
	中学校		400千円
学校寮を設置している私立高等学校	1校当たり500千円	2,500	
各種学校	1校当たり100千円 （うち自動車学校には、1校あたり100千円を加算）	2,200	
フリースクール	1施設当たり100千円	1,600	
	合計	16,700	

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

教育学術課（内線：7814）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公立大学法人 公立鳥取環境 大学運営費交 付金等事業	〔債務負担行為〕 46,298 657,419	〔債務負担行為〕 12,000 625,946	〔債務負担行為〕 34,298 31,473		〔債務負担行為〕 41,000 <19,500> 39,000	<財産収入 11,743、基金 繰入金344,398 > 356,141	〔債務負担行為〕 5,298 262,278	県費負担 281,778
トータルコスト	665,448千円（前年度 633,833千円） [正職員：1人]							

1 事業の目的、概要

公立大学法人公立鳥取環境大学の運営に必要となる経費の一部について、運営費交付金等として交付するとともに、令和2年度から始まった修学支援新制度（高等教育の無償化）における、環境大学の授業料等無償化に要する経費を、授業料等減免費交付金（修学支援新制度分）として別枠で交付する。
また、大学の設立団体に係る事務を県と鳥取市が共同で管理・執行する「新生公立鳥取環境大学運営協議会」及び大学の業務実績を評価する評価委員会の開催などに要する経費を支出する。

2 主な事業内容

- (1) 運営費交付金算定の考え方
ア 大学の適切な運営に必要となる標準的な支出見込額と、学生納付金（受験料、入学金、授業料）等の標準的な収入額との差を、用途を特定しない運営費交付金として交付する。（県・鳥取市折半）
ただし、退職手当及び各年度に臨時的に必要となる経費は、個別に必要な額を措置する。
イ 緊急かつ大規模な修繕等の経費については、別に大規模修繕費補助金として交付する。
ウ 運営費交付金と大規模修繕費補助金の合計額は、地方交付税算入試算額以内とする。
- (2) 所要額
ア 運営費交付金 481,947千円
（標準分）455,168千円
標準支出1,694,463千円－標準収入784,128千円＝910,335千円×1/2（県・市折半）
（その他）26,779千円
講義室音響映像設備機器更新等 53,559千円×1/2（県・市折半）
イ 大規模修繕費補助金 68,346千円
大学施設設備の脱炭素化等に要する経費（太陽光発電設備設置、学生センター設備改修等）
総事業費363,294千円から環境省助成（補助率2/3）を除いた額×1/2（県・市折半）
ウ 新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金 334千円
エ 授業料等減免費交付金（修学支援新制度分）106,792千円

※債務負担行為

事項	期間	限度額
学生センター空調、換気、給湯設備改修工事	令和9年度	46,298

3 その他（改善点等）

地域の公立大学としての使命を果たすため、中期目標に従い、大学の質向上や地域に必要とされる大学づくりを進めている。近年では、学内外での積極的なSDGs活動や脱炭素化の推進のほかデータサイエンス教育を推進する組織の設置等に取り組んでおり、志願者・入学者を確保し、安定経営に努めている。
一方、18歳人口の急減期を見据え、大学だけでなく、設置者や関係機関、産業界等の意見を取り入れ、県内外の学生に選ばれる魅力ある大学づくりに向けて教育内容の充実や広報活動の強化などに取り組んでいる。
今後、更に「環境」をテーマとした強みを明確に打ち出すなど、将来を見通した大学運営が必要とされており、引き続き、改革・改善の取組を進められるよう支援する。

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
2 目 計画調査費

教育学術課（内線：7814）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高等教育機関等支援事業	6,634	6,634	0				6,634	
トータルコスト	12,254千円（前年度 12,155千円） [正職員：0.7人]							

1 事業の目的、概要

県内の若者の定着及び県外の若者を呼び込むため、県内大学と大都市の大学との連携・交流を促進し、県内大学の魅力化を図る。
また、県内5つの高等教育機関、商工団体、医療・福祉団体、行政等が連携して県内の課題解決に資する「とっとりプラットフォーム5+α」の取組を支援し、県内の高等教育及び地域の更なる活性化を推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 大都市の大学との連携強化事業	大都市の大学との連携を促進するため、大都市の大学のゼミ等の大学生グループが県内の地域において行う調査研究活動等に対して支援を行う。 【対象大学】鳥取県と連携協定等を締結している大都市の大学及び当該大学と連携する県内大学 【対象費用】交通費、宿泊費、保険料、地元関係者との交流に要する経費等 【補助率】1/2（上限300千円）	900
(2) 「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業	「とっとりプラットフォーム5+α」の事務局を担う藤田学院（鳥取看護大学・鳥取短期大学）に、コーディネーターを1名配置する。 ・コーディネーター人件費（1/2補助）	3,214
(3) その他事務費等		2,520
合計		6,634

3 その他（改善点等）

○「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業
平成29年10月に、鳥取短期大学がとりまとめ校となり、「とっとりプラットフォーム5+α」が組織化され、現在、県内5つの高等教育機関、商工団体、医療・福祉団体、文化団体及び行政（県・県教委・倉吉市）が協働・連携して、若者定着や地域交通、県立美術館のサポートといった地域課題の解決に向けた取組を行っている。
令和8年度は、若者による「子ども食堂」の応援や地域防災活動に積極的に参加する取組や、地域交通の維持・利用促進といった、地域課題の解決に資する取組を推進していく。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

教育学術課（内線：7814）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
学術振興・人材育成事業	4,480	4,480	0				4,480																
トータルコスト	11,706千円（前年度 11,578千円） [正職員：0.9人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>児童生徒の科学的思考力・知的創造力を高め、地域や社会を支える次代を担う人材を育成するため、未来に役立つものづくり教育や身近な科学、地域・郷土研究を実践できる機会を提供する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業</td> <td>行政機関、地域の高等教育機関、地元企業などで構成する「ものづくり協力会議」が運営する「ものづくり道場」の活動を支援する。（定額補助） 【内容】ものづくり指導者養成講座、中高生を対象にしたジュニアリーダー養成講座</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>(2) 楽しむ科学まなび事業</td> <td>科学の基礎となる数学や、科学の楽しさ、面白さを教える小中学生を対象に、体験型ワークショップなどを県内で開催する団体に対して支援する。 【内容】体験型ワークショップ、数学関係の展示、科学実験など 【補助率】10/10 【補助上限額】1団体あたり1,500千円 1地域あたり500千円 ※科学部門、数学部門を設け、各部門から1団体以上選出</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>(3) ジュニア郷土研究応援事業</td> <td>児童生徒による郷土・地域社会などに関する研究、地図作品の発表・展示、人文社会学者による講演等を行う「鳥取県ジュニア郷土研究大会」を委託実施する。 <委託先>鳥取県地域社会研究会</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>4,480</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	(1) 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業	行政機関、地域の高等教育機関、地元企業などで構成する「ものづくり協力会議」が運営する「ものづくり道場」の活動を支援する。（定額補助） 【内容】ものづくり指導者養成講座、中高生を対象にしたジュニアリーダー養成講座	1,020	(2) 楽しむ科学まなび事業	科学の基礎となる数学や、科学の楽しさ、面白さを教える小中学生を対象に、体験型ワークショップなどを県内で開催する団体に対して支援する。 【内容】体験型ワークショップ、数学関係の展示、科学実験など 【補助率】10/10 【補助上限額】1団体あたり1,500千円 1地域あたり500千円 ※科学部門、数学部門を設け、各部門から1団体以上選出	3,000	(3) ジュニア郷土研究応援事業	児童生徒による郷土・地域社会などに関する研究、地図作品の発表・展示、人文社会学者による講演等を行う「鳥取県ジュニア郷土研究大会」を委託実施する。 <委託先>鳥取県地域社会研究会	460	合計		4,480
細事業名	内容	予算額																					
(1) 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業	行政機関、地域の高等教育機関、地元企業などで構成する「ものづくり協力会議」が運営する「ものづくり道場」の活動を支援する。（定額補助） 【内容】ものづくり指導者養成講座、中高生を対象にしたジュニアリーダー養成講座	1,020																					
(2) 楽しむ科学まなび事業	科学の基礎となる数学や、科学の楽しさ、面白さを教える小中学生を対象に、体験型ワークショップなどを県内で開催する団体に対して支援する。 【内容】体験型ワークショップ、数学関係の展示、科学実験など 【補助率】10/10 【補助上限額】1団体あたり1,500千円 1地域あたり500千円 ※科学部門、数学部門を設け、各部門から1団体以上選出	3,000																					
(3) ジュニア郷土研究応援事業	児童生徒による郷土・地域社会などに関する研究、地図作品の発表・展示、人文社会学者による講演等を行う「鳥取県ジュニア郷土研究大会」を委託実施する。 <委託先>鳥取県地域社会研究会	460																					
合計		4,480																					

教育学術課（内線：7022）
（単位：千円）

2目 計画調査費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合教育会議運営費	358	351	7				358	
トータルコスト	8,387千円（前年度 8,238千円） [正職員：1人]							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき総合教育会議を運営する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>知事、教育委員会及び外部有識者による協議・意見交換を通じて「教育に関する大綱」の策定（改定）や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う。</p>								

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

教育学術課（内線：7815）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
官学連携による地域未来共創事業	14,500	13,000	1,500	7,250			7,250	
トータルコスト	15,303千円（前年度 13,789千円）〔正職員：0.1人〕							

1 事業の目的、概要

鳥取大学「地域未来共創センター」が、市町村・県等と連携して構築したプラットフォームにおいて行う地域課題の解決に向けたプロジェクトの更なる充実を図るとともに、県内高等教育機関が行う、県内企業と連携したキャリア支援や、学生が主体となって学生目線で県内定着を促進していく「県内定着学生プラットフォーム」活動を支援することにより、学生が本県の魅力を知る機会を創出して、学生の県内就職に繋げる。
また、県内高等教育機関がその知見や魅力を県内の小中高生に伝える試行的な取組を支援し、県内入学者の確保や将来の県内就職に繋げる。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 大学と連携した地域課題解決	(1)鳥取大学地域未来共創センター地域連携プラットフォームとの連携 ・市町村と連携した地域課題解決 ・地域の人材育成、学生の地元定着など (2)【拡充】学生参画による地域課題解決（5,000） 県下全域でのフィールドワーク等を通じ、大学のリソース（技術や学生活動のマンパワー）を活用した地域課題の解決提案、学生の地域への愛着形成等の取組を進めるため、教員や学生の活動経費を支援する。 【補助率】10/10 【補助上限】1プロジェクト1,000千円	5,000
(2) 県内企業等と連携した学生の県内定着	(1)学生による「県内定着学生プラットフォーム」活動（5,500） 学生が県内定着につなげる広報や県内企業PR等、主体的に行う活動費を支援する。 【補助率】10/10（大学を通じて交付） 【補助上限】2,500千円 (2)低年次からのキャリア教育支援（3,000） 県内高等教育機関が県内企業等と連携する等により、学生に県内企業を知ってもらう機会の創出に向けて行う、低年次の学生目線による大学企画のキャリア支援プログラム等を支援する。 【補助内容】学生目線による企業見学会、企業代表者と語る会、商品開発等研究活動、フィールドワーク等、地元企業を知るためのキャリアプログラム、保護者に向けた県内企業情報の提供等（就職相談、県内企業紹介等）に係る支援 【補助率】1/2（他高等教育機関と連携して事業を行う場合2/3） 【補助上限】1大学あたり1,500千円	8,500
(3)【新】県内小中高と連携した学生の県内定着	(1)県内小中高等学校生との交流活動（1,000） 県内小中高生が県内高等教育機関の知見や魅力に触れ、興味を持ってもらうためのイベントや交流活動等（オープンキャンパスなど定例的なものは除く）を支援する。 【補助内容】大学等の知見等をPRするイベント、学生を伴って行う出前授業、交流事業等 【補助率】1/2 【補助上限】1大学あたり250千円	1,000
合計		14,500

3 その他（改善点等）

鳥取大学を中心とした県内高等教育機関（鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）は「地(知)の拠点大学による地方創生事業(COC+事業)」以降、自治体、企業等と連携し、産学連携によるインターンシップなど学生と県内企業とのマッチング、学生の地域活動、高大連携等の取組を進めてきた。
令和7年度、鳥取大学が地域の人材育成及び定着、地域課題解決の取組強化のため「地域未来共創センター」を設置したこと等を契機に、学生参画による地域課題解決について支援しており、この度、複数市町村に関わる広域的な課題に対応できるよう1プロジェクトあたりの補助上限額を増額した。
また、県内小中高生と県内高等教育機関の交流を通じ、参加した児童・生徒、大学生の定着につなげる取組について新たに支援することとした。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

2目 人事管理費

庶務集中課（内線：7435）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
給与等管理費	110,583	106,255	4,328				110,583										
トータルコスト	199,294千円（前年度 191,542千円） [正職員：8人、会計年度任用職員：6.5人]																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>職員の給与に関する業務を行う。また、地方職員共済組合に係る事務費を負担する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 職員の給与に関する業務</td> <td>以下を扱う給与・勤怠管理システムの運用管理等の委託経費 ・職員の発令（属性）情報や個人情報の管理・給与計算 ・職員の勤務予定、時間外勤務、休暇、宿日直勤務等の勤務実績の管理 市町村民税・県民税の「特別徴収税額決定通知書」の仕分発送業務委託料</td> <td>108,909 985</td> </tr> <tr> <td>(2) 地方職員共済組合に係る事務費の負担</td> <td>地方公務員等共済組合法に基づく負担金</td> <td>689</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	(1) 職員の給与に関する業務	以下を扱う給与・勤怠管理システムの運用管理等の委託経費 ・職員の発令（属性）情報や個人情報の管理・給与計算 ・職員の勤務予定、時間外勤務、休暇、宿日直勤務等の勤務実績の管理 市町村民税・県民税の「特別徴収税額決定通知書」の仕分発送業務委託料	108,909 985	(2) 地方職員共済組合に係る事務費の負担	地方公務員等共済組合法に基づく負担金	689
細事業名	内容	予算額															
(1) 職員の給与に関する業務	以下を扱う給与・勤怠管理システムの運用管理等の委託経費 ・職員の発令（属性）情報や個人情報の管理・給与計算 ・職員の勤務予定、時間外勤務、休暇、宿日直勤務等の勤務実績の管理 市町村民税・県民税の「特別徴収税額決定通知書」の仕分発送業務委託料	108,909 985															
(2) 地方職員共済組合に係る事務費の負担	地方公務員等共済組合法に基づく負担金	689															

庶務集中課（内線：7495）
（単位：千円）

6目 会計管理費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
集中化業務事務費	〔債務負担行為〕 2,124 19,026	〔債務負担行為〕 2,099 17,794	〔債務負担行為〕 25 1,232				〔債務負担行為〕 2,124 19,026																						
トータルコスト	46,808千円（前年度 44,258千円） [正職員：2.1人、会計年度任用職員：2.9人]																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>共通する庶務業務について、集中的・効率的な処理を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 庶務業務の集中的・効率的な処理を行うため、各種システムの運用管理等を委託する経費</td> <td>【対象システム等】 ア 新旅費システム イ 公共料金自動口座振替払データ連携システム ウ 公金振替払データ連携システム</td> <td>6,478</td> </tr> <tr> <td>(2) 業務の繁忙期に人材派遣を委託する経費 （債務負担行為 令和9年4月～7月）</td> <td>【対象業務】 ア 会計年度任用職員関係業務 イ 職員手当認定業務（児童手当・通勤手当等） ウ 年末調整関係業務 エ 物品調達等業務（調達公告・契約書作成等）</td> <td>3,903 （債務負担行為 2,124）</td> </tr> <tr> <td>(3) 不動産使用料法定調書作成業務等を委託する経費</td> <td>【対象業務】 ア 不動産使用料法定調書作成業務 イ 債権債務者登録に係る個人番号入力業務 ウ 債権債務者登録業務（会計指導課業務）</td> <td>1,373</td> </tr> <tr> <td>(4) ANA Biz等承認業務</td> <td>ANA Biz等承認業務を委託する経費</td> <td>1,540</td> </tr> <tr> <td>(5) 鍵BOX型車両管理システム運用等経費</td> <td>鍵BOX型車両管理システムの運用保守経費及びクラウド利用料等</td> <td>2,809</td> </tr> <tr> <td>(6) その他事務費</td> <td></td> <td>2,923</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	(1) 庶務業務の集中的・効率的な処理を行うため、各種システムの運用管理等を委託する経費	【対象システム等】 ア 新旅費システム イ 公共料金自動口座振替払データ連携システム ウ 公金振替払データ連携システム	6,478	(2) 業務の繁忙期に人材派遣を委託する経費 （債務負担行為 令和9年4月～7月）	【対象業務】 ア 会計年度任用職員関係業務 イ 職員手当認定業務（児童手当・通勤手当等） ウ 年末調整関係業務 エ 物品調達等業務（調達公告・契約書作成等）	3,903 （債務負担行為 2,124）	(3) 不動産使用料法定調書作成業務等を委託する経費	【対象業務】 ア 不動産使用料法定調書作成業務 イ 債権債務者登録に係る個人番号入力業務 ウ 債権債務者登録業務（会計指導課業務）	1,373	(4) ANA Biz等承認業務	ANA Biz等承認業務を委託する経費	1,540	(5) 鍵BOX型車両管理システム運用等経費	鍵BOX型車両管理システムの運用保守経費及びクラウド利用料等	2,809	(6) その他事務費		2,923
細事業名	内容	予算額																											
(1) 庶務業務の集中的・効率的な処理を行うため、各種システムの運用管理等を委託する経費	【対象システム等】 ア 新旅費システム イ 公共料金自動口座振替払データ連携システム ウ 公金振替払データ連携システム	6,478																											
(2) 業務の繁忙期に人材派遣を委託する経費 （債務負担行為 令和9年4月～7月）	【対象業務】 ア 会計年度任用職員関係業務 イ 職員手当認定業務（児童手当・通勤手当等） ウ 年末調整関係業務 エ 物品調達等業務（調達公告・契約書作成等）	3,903 （債務負担行為 2,124）																											
(3) 不動産使用料法定調書作成業務等を委託する経費	【対象業務】 ア 不動産使用料法定調書作成業務 イ 債権債務者登録に係る個人番号入力業務 ウ 債権債務者登録業務（会計指導課業務）	1,373																											
(4) ANA Biz等承認業務	ANA Biz等承認業務を委託する経費	1,540																											
(5) 鍵BOX型車両管理システム運用等経費	鍵BOX型車両管理システムの運用保守経費及びクラウド利用料等	2,809																											
(6) その他事務費		2,923																											

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
7目 財産管理費

庶務集中課（内線：7497）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員宿舍管理 事業費	〔債務負担行為〕 2,829 75,777	〔債務負担行為〕 3,495 68,193	〔債務負担行為〕 △666 7,584			〔債務負担行為〕 〔財産収入〕 2,829 〈財産収入 18,403、雑入 21,285〉 39,688	36,089	
トータルコスト	82,755千円（前年度 74,762千円）〔正職員：0.4人、会計年度任用職員：1人〕							

1 事業の目的、概要

職員宿舍の維持修繕及び入退去決定を行う。また、管理業務を外部委託により行う。

<職員宿舍の設置戸数の推移>

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8（見込）
県有宿舍	188	188	187	156	155	145	145
借上宿舍	49	43	43	48	42	47	51

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(1) 借上宿舍賃借料	県外本部職員等の宿舍とする民間賃貸住宅の借上費用	64,922
(2) 職員宿舍管理業務委託	職員宿舍の適切な維持管理業務の年間委託に要する経費 （債務負担行為 令和9年4月～6月）	6,544 （債務負担行為 2,829）
(3) 宿舍修繕費	宿舍の維持・補修に要する経費	3,421
(4) 維持管理・その他事務費	空き宿舍の機械警備委託等に係る経費 等	890

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

庶務集中課 (内線: 7495)

10目 恩給及び退職年金費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職年金費 (知事部局)	2,596	4,234	△1,638				2,596	
トータルコスト	4,202千円 (前年度 5,811千円) [正職員: 0.2人]							
<p>恩給 (恩給法に基づくもの) 及び退職年金 (条例に基づくもの) の給付を行う。(受給者2名 (令和7年12月末現在))</p>								

庶務集中課 (内線: 7495)

12目 諸費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
公用車による自動車事故対策事業	9,690	9,700	△10				9,690										
トータルコスト	14,458千円 (前年度 14,327千円) [正職員: 0.5人、会計年度任用職員: 0.2人]																
<p>公用車の自動車任意保険加入に要する経費及び公用車事故により発生した県の損害賠償に要する経費。</p> <table border="1" data-bbox="220 860 1337 943"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公用車任意保険加入</td> <td>公用車 (1,476台) の自動車任意保険</td> <td>7,890</td> </tr> <tr> <td>自動車事故賠償金</td> <td>自動車事故により発生した県の損害賠償に要する経費</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	公用車任意保険加入	公用車 (1,476台) の自動車任意保険	7,890	自動車事故賠償金	自動車事故により発生した県の損害賠償に要する経費	1,800
細事業名	内容	予算額															
公用車任意保険加入	公用車 (1,476台) の自動車任意保険	7,890															
自動車事故賠償金	自動車事故により発生した県の損害賠償に要する経費	1,800															

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
 1項 総務管理費
 6目 会計管理費

物品契約課 (内線：7433)
 (単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
物品調達事務費	27,220	39,974	△12,754				27,220	
トータルコスト	85,947千円 (前年度 95,950千円) [正職員：4.5人、会計年度任用職員：6人]							

1 事業の目的、概要

本庁各課及び出納機関で使用する物品の調達等に係る入札の実施、契約の締結等に要する経費。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
電子入札を行う物品電子調達システムに要する経費	システム保守、運用管理に係る委託料及びクラウドサーバ利用料	25,837
競争入札参加資格者名簿の運用保守に要する経費	競争入札参加資格に係る新規・変更申請の受けを行う各システムの運用保守に係る委託料	220
その他事務費		1,163

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

人事企画課（内線：7418）

1目 一般管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 職員人件費	2,834,870	0	2,834,870				2,834,870	
<p>1 事業の目的、概要 令和8年度人事委員会勧告を踏まえた職員人件費の増額及び人材確保のため新たに新規採用職員に赴任旅費を支給するために必要な経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員人件費の増額見込額 2,800,000千円 ・新規採用職員の赴任旅費 34,870千円 <p>(参考) 職員人件費の増額見込額について 令和8年度地方財政対策において、令和8年度の給与改定に備えた地方財政措置がなされるとともに、年度途中の給与改定に適切に対応できるよう必要な財源を確保するよう求められていることを踏まえ、令和7年度給与改定影響額と同額程度を当初予算において予算化するもの。</p>								

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

2目 人事管理費

人事企画課(内線:7033)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 地域を支える技術・専門職人材確保対策事業	(債務負担行為) 36,000 1,194	0	(債務負担行為) 36,000 1,194				(債務負担行為) 36,000 1,194	
トータルコスト	3,553千円(前年度 0千円)[正職員:0.2人、会計年度任用職員:0.2人]							

1 事業の目的、概要

少子高齢化による生産年齢人口の減少、労働市場の変化等を背景とした人材獲得競争の激化により、官民ともに一部の技術・専門職の採用が困難となっていることを踏まえ、人材確保に向けた対策を推進するため、県職員の確保が特に困難となっている一部職種において、奨学金返還の支援を行い、安定的な人材確保及び定着を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容		予算額												
1 県庁業務の魅力発信	公務のイメージ向上等を目的とした動画を制作する。その他、実務体験型インターンシップ(有償インターンシップ)を実施する。		1,194 (別途人件費)												
2 奨学金の返還支援	<p>技術・専門職員を確保するため、奨学金返還額の一部を支援する。</p> <p><対象者>令和8年度に実施される県採用試験に合格し、鳥取県に以下の職種で採用され、日本学生支援機構奨学金及び鳥取県育英奨学資金等の貸与を受けている者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>薬剤師、獣医師、土木</th> <th>社会福祉 (児童心理司、児童指導員、児童福祉司等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成率及び限度額</td> <td> <p>ア) 無利子奨学金(助成率1/2) 大学院・獣医学部・薬学部216万円、 大学144万円、短大・高専・専門学校72万円</p> <p>イ) 有利子奨学金(助成率1/4) 大学院・獣医学部・薬学部108万円、 大学72万円、短大・高専・専門学校36万円 ※既卒者にも上記基準を適用</p> </td> <td> <p>ア) 無利子奨学金(助成率1/4) 大学院108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円</p> <p>イ) 有利子奨学金(助成率1/8) 大学院54万円、大学36万円、短大・高専・専門学校18万円 ※既卒者にも上記基準を適用</p> </td> </tr> <tr> <td>助成方法</td> <td colspan="2">支給決定額を8年に分けて対象者へ支給 (自己都合により離職した場合は、一定の要件のもと助成金の返還を求める。)</td> </tr> <tr> <td>条件</td> <td colspan="2">8年間の就業継続義務</td> </tr> </tbody> </table>		職種	薬剤師、獣医師、土木	社会福祉 (児童心理司、児童指導員、児童福祉司等)	助成率及び限度額	<p>ア) 無利子奨学金(助成率1/2) 大学院・獣医学部・薬学部216万円、 大学144万円、短大・高専・専門学校72万円</p> <p>イ) 有利子奨学金(助成率1/4) 大学院・獣医学部・薬学部108万円、 大学72万円、短大・高専・専門学校36万円 ※既卒者にも上記基準を適用</p>	<p>ア) 無利子奨学金(助成率1/4) 大学院108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円</p> <p>イ) 有利子奨学金(助成率1/8) 大学院54万円、大学36万円、短大・高専・専門学校18万円 ※既卒者にも上記基準を適用</p>	助成方法	支給決定額を8年に分けて対象者へ支給 (自己都合により離職した場合は、一定の要件のもと助成金の返還を求める。)		条件	8年間の就業継続義務		(債務負担行為) 36,000
職種	薬剤師、獣医師、土木	社会福祉 (児童心理司、児童指導員、児童福祉司等)													
助成率及び限度額	<p>ア) 無利子奨学金(助成率1/2) 大学院・獣医学部・薬学部216万円、 大学144万円、短大・高専・専門学校72万円</p> <p>イ) 有利子奨学金(助成率1/4) 大学院・獣医学部・薬学部108万円、 大学72万円、短大・高専・専門学校36万円 ※既卒者にも上記基準を適用</p>	<p>ア) 無利子奨学金(助成率1/4) 大学院108万円、大学72万円、短大・高専・専門学校36万円</p> <p>イ) 有利子奨学金(助成率1/8) 大学院54万円、大学36万円、短大・高専・専門学校18万円 ※既卒者にも上記基準を適用</p>													
助成方法	支給決定額を8年に分けて対象者へ支給 (自己都合により離職した場合は、一定の要件のもと助成金の返還を求める。)														
条件	8年間の就業継続義務														

【(参考) 専門人材確保に係る関連予算】(新) 福祉人材確保・定着促進事業 (福祉保健部福祉保健課)

(1) 【継続】 福祉人材養成のための修学資金貸付け ※国制度に基づく制度

○鳥取県保育士等修学資金 (子育て王国課計上)

貸付対象	保育士養成施設に在学する者等
貸付金額	最大1,600千円
貸付期間	養成施設に在学する期間(最大2年間)
返還免除要件	養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録を受け、県内の保育所等で3年以上保育士等として引き続き従事したとき

○鳥取県福祉人材修学資金 (長寿社会課計上)

貸付対象	介護福祉士養成施設に在学する者等
貸付金額	最大1,640千円
貸付期間	養成施設に在学する期間(最大2年間)
返還免除要件	養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を受け、県内の社会福祉施設等で3年間、介護等の業務に従事したとき

(2) 【新規】 修学資金返還支援事業 8,000千円(単県)

保育士等修学資金または福祉人材修学資金を借った学生が県内の社会福祉分野事業所等で勤務する場合に、当該修学資金の返還に係る経費を支援する。

※上記の保育士等修学資金及び福祉人材修学資金は、返還免除となる要件(職種、勤務する事業所の種別等)がそれぞれ厳格に規定されており、該当しない場合は全額返還が必要となる。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

人事企画課(内線:7034)

2目 人事管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人事・給与等管理費	147,652	166,137	△18,485	5,785		<雑入> 18,660	123,207	

トータルコスト 387,849千円 (前年度 400,914千円) [正職員:24.1人、会計年度任用職員:12.4人]

1 事業の目的、概要

職員一人ひとりが高い志を持って、意欲的に働くことのできる職場づくりを進めるため、職員の能力開発・発揮に資するきめ細かな人事管理や組織力向上を図るための組織管理、並びに、職員の給与、勤務条件の整備・制度の運用を行う。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額
人材育成及び人事管理に関する経費	・職員の長期派遣等に係る旅費、負担金等 ・会計年度任用職員採用試験等の実施に係る経費 ・人事・給与関係システムの保守・改修経費 ・評価者研修等に係る経費	120,079
障がい者雇用の推進に要する経費	・障がい者が働きやすい環境づくりのための取組を行う経費	1,536
職員の給与、勤務条件に関する経費	・職員の給与計算事務、給与改定に伴うシステム変更、人事給与統計業務に要する経費 ・職員証(ICカード)の作成・運用、ICカードリーダーの整備に要する経費等	7,951
BCP運用システムの保守管理に要する経費	・鳥取県庁業務継続計画(県庁BCP)の運用を支援する情報システムの保守管理経費	2,484
生き生き人財育成推進事業に要する経費	・多種多様な困難課題に県民目線で対応できる政策形成能力と実行力を備えた、将来の鳥取県行政を担う人材を育成するための「生き生き人財育成塾(久松下村塾)」を運営し、県庁全体としての政策形成能力の向上を図るための経費	4,676
その他事務諸費		10,926

<参考>

- ・知事部局の障害者雇用率 3.52% (R7.6現在) (法定雇用率2.80%)
- ・令和2年度に障がいのある職員が活躍できる職場づくりのための指針となる、鳥取県庁障がい者活躍推進計画を策定し、令和7年度には県庁全体を挙げて障がいのある職員がより一層活躍できる職場づくりに取り組むため、第2期鳥取県庁障がい者活躍推進計画を策定した。

退職手当費	2,324,196	1,395,120	929,076			<基金繰入金> 2,300,000	24,196	
-------	-----------	-----------	---------	--	--	----------------------	--------	--

職員の退職手当に要する経費(知事部局 143名分を想定)

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

2目 人事管理費

職員支援課（内線：7039）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
職員労働安全衛生費	74,057	74,038	19			＜雑入＞ 6,333	67,724
トータルコスト	123,617千円（前年度 122,008千円） [正職員：5人、会計年度任用職員：2.5人]						

1 事業の目的、概要

職員の安全衛生及び健康の保持増進、公務災害の予防などにより、職員が健康で安全に職務を遂行できる働きやすい職場環境を形成する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
1 安全・衛生管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> 産業医（非常勤職員5人）の配置 各職場での職域委員会の開催、情報共有 健康診断等の実施 	69,499
2 メンタルヘルス対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェック、睡眠改善チェック及び保健師面談の実施 職場復帰リハビリ、健康管理審査会の実施 心とからだの健康相談の実施 メンタルヘルス研修会の開催 	497
3 働きやすい職場環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント外部相談員（1名）の配置 ハラスメント防止研修会（年2回）の開催 	1,028
4 県職員文化活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の伝統芸能（夏祭り）への参加（東・中・西部の夏祭りへの参加） 	1,407
5 公務災害補償等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 県条例に基づく非常勤の職員等の公務災害に対する補償 	464
6 職員労働安全衛生管理運営費	<ul style="list-style-type: none"> 職員支援課事業の管理運営に関する事務的経費 	1,162

県庁働き方改革推進事業	680	673	7				680
トータルコスト	3,792千円（前年度 3,616千円） [正職員：0.2人、会計年度任用職員：0.4人]						

1 事業の目的、概要

社会の変化に対応した柔軟かつ効率的な働き方の推進等を通じて更なる生産性の向上を図り、質の高い行政サービスの提供や地域社会の活性化に繋げていくため、職員がワークライフバランスを充実させながら、その意欲・能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
1 柔軟な働き方の推進 職員のサポート環境整備	<ul style="list-style-type: none"> サテライトオフィス、在宅勤務制度等の利用環境改善及び効果的な活用の推進 キャリアアドバイザー（県職員OB）の配置 	184
2 イクボス・ファミボスの推進	<ul style="list-style-type: none"> イクボス・ファミボスの具体的な取組や行動等を学ぶ研修会の開催 	385
3 職員の子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業職員の円滑な職場復帰を支援する研修会の開催 育児休業中の自己啓発活動を支援する通信教育プログラムの提供 職員の子どもを対象とする「職場参観デー」の開催 	101
4 職員の地域活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対する積極的な社会貢献活動等の参加促進 	10

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
2目 人事管理費

職員人材開発センター（電話：0857-23-3291）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人材開発センター費	65,867	49,238	16,629			＜受託事業収入＞ 23,393	42,474	
トータルコスト	141,894千円（前年度 123,635千円） [正職員：9人、会計年度任用職員：1人]							

1 事業の目的、概要

「鳥取県職員の人材育成、能力開発に向けた基本方針」及び市町村等の人材育成に関する考え方に基づく研修を実施し、県・市町村等職員一人ひとりの人材育成並びに能力開発及び能力向上を図ることで、組織力の向上・発揮につなげることを目的とする。
また、職員の自己啓発活動や職場研修の支援、職員人材開発センターの管理運営のほか、職員の受講機会を確保するため、時間や場所にかかわらず受講できるWEBラーニング講座を実施する。

2 主な事業内容

(1) 職員の人材育成・能力開発

細事業名	内容	予算額
基礎研修	県・市町村等職員の新規採用時や昇任時等に指名して行う階層別の必修研修	19,695
能力開発・向上研修	県・市町村等職員が任意に選択して受講する研修	9,620
自己啓発の支援	手話講座・放送大学・資格検定等の受講・受検に対する助成等	1,300
職場研修の支援	部局研修・所属研修等に対する支援、情報提供等	2,850
WEBラーニング講座	時間や場所にとらわれずWEB上でいつでも受講できる研修を実施	5,467

(2) 施設管理運営事務費

細事業名	内容	予算額
施設管理改修費	廃棄物処理・植栽剪定・施設改修経費等 (臨時)屋上防水工事	19,054
その他事務諸費	職員人材開発センター運営審議会の経費、その他事務経費等	7,881

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

2 目 人事管理費

行財政改革推進課（内線：7071）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
行政改革費	6,383	6,445	△62				6,383	
トータルコスト	30,470千円（前年度 22,219千円）〔正職員：3人〕							

1 事業の目的、概要

更なる業務効率化や県庁業務への民間活力の導入、多様な主体との連携等により県庁改革を加速させ、県政運営のレベルアップを図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
業務効率化の推進	全庁的な「カイゼン運動」の実施や職員提案制度（ひらめき提案）の活性化等により、業務の効率化を図り、簡素で効率的な組織づくりを推進する。	—
業務外部委託化の推進	成果連動型民間委託方式（PFS）の活用について理解を深めることを目的としたセミナーの開催など、官民連携及び成果重視の行政運営を推進する。	96
EBPMによる政策形成・評価	EBPM（証拠に基づく政策立案）の意義や統計データを活用したEBPMの取組について一層の普及啓発を図ることを目的に研修を開催するとともに、予算編成過程を通じ、EBPMの手法を用いた政策形成及び行政評価を推進する。	270
民間事業者等の協働連携	有識者等で構成する「鳥取県協働連携会議」を開催し、民間事業者等が県と協働して行う地域活性化・県の課題解決につながる取組や県の行政手続・規制の見直しの取組について、第三者による客観的な評価を実施する。	272
民間提案事業サポートデスク	民間事業者等からの協働に関する提案や相談を一元的に受け付けるワンストップ窓口を運営する。	278
その他事務費	規制改革、業務適正化の推進、出資法人の経営状況報告等に係る報告書作成費用等	5,467

3 その他（改善点等）

(1) 業務効率化

令和7年4月に立ち上げた行政改革プロジェクトチームにおいて、デジタル県庁改革、業務プロセス改善・業務効率化、県出資法人の資金運用に係る見直しを推進。業務効率化の取組のうち、ひらめき提案ポストについては庁内周知を積極的に図り、提案数及び提案実現数の増加に繋がっている。

<ひらめき提案ポスト>

・主な成果

カーナビゲーション及びバックモニターの導入による公用車の環境改善に係る提案により、自動車事故・違反の発生件数の減少や若い世代の公用車運転に対する心理的負担の軽減に向けた対象車両の拡大の検討につながった。

・取組状況（提案数（うち実現数））

令和5年度：9件（1件） 令和6年度：0件（0件） 令和7年度（R7.12月末時点）：23件（4件）

・改善点

令和7年度から、ひらめき提案ポストの積極的な周知を実施。令和8年度以降も周知の強化を継続するとともに、より一層提案実現数が増加するようひらめきポストの仕組みの見直しを行う。

(2) 民間事業者等との協働連携

県側の連携ニーズ（テーマ）を提示して民間事業者からの提案を募集する「県課題提示型」の案件を増やすことで、各部局とのマッチング割合が向上し、協働連携事案が増加してきている。

<民間提案事業サポートデスク>

・主な成果

「県課題提示型」において、県出資法人の金融リテラシー向上に寄与する取組提案を募集。県出資法人向け資金運用セミナーの講師を務めていただくなど、県側の連携ニーズに合致した協働連携が実現した。

・取組状況（民間提案・相談件数）

令和5年度：26件 令和6年度：30件 令和7年度（R7.12月末時点）：44件

・改善点

課題提示型の更なるマッチングの増加を図るとともに、より効果の高い連携事業となるよう募集テーマの質の向上や連携先の開拓を実施する。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
7目 財産管理費

行財政改革推進課（内線：7612）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公有財産管理費	109,472	25,922	83,550			＜財産収入5,227、他会計繰入金48,961、雑入1＞ 54,189	55,283	
トータルコスト	150,171千円（前年度 72,715千円） [正職員：4.6人、会計年度任用職員：1人]							

1 事業の目的、概要

県が保有する未利用財産については積極的に売却・貸付を進め、財源確保と維持管理費の削減を図るとともに、売却・貸付に至らない物件の維持管理を適切に行う。
また、公共施設の整備・運営の効率化、経費縮減に向け、PPP/PFI手法への県内関係者の機運醸成や取組に向けたノウハウ取得を図るとともに、工業用水道を対象とした民間活力導入可能性調査を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
未利用財産売却事業	財産の売払いを行うため、財産の鑑定評価及び土地の実測面積・境界確定、財産評価審議会の開催、（公社）鳥取県宅地建物取引業協会等と連携した斡旋委託を実施する。	9,302
未利用財産管理事業	所管未利用財産に係る適正な保守、維持管理を行う。	36,593
災害共済事業	県有建物（教育委員会、警察本部所管分含む）について火災等による不測の災害に対処するために災害共済に加入する。	7,190
PPP/PFI推進事業	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォームを運営し、セミナー等を開催するとともに、公の施設の見直しを検討する。 また、工業用水道を対象とした民間活力導入可能性調査を実施する。	49,211
県立施設予約システム運営管理事業	県立施設の利用を促進するため利用者の利便性を向上し、あわせて施設管理業務を効率化するため、各施設共通の施設予約システムを運営する。（鳥取市、倉吉市、米子市と共同運用）	3,696
ネーミングライツ事業	エースパック未来中心のネーミングライツ料の一部を当該施設の管理運営費の負担割合に応じ、中部地区市町へ配分する。	3,480

3 その他（改善点等）

＜事業目標＞
令和8年度目標数値 … 売出物件数：15件、売却物件数：7件、売却収入：149,000千円

＜取組状況＞

	売出物件数	売却物件数	売却収入
令和5年度	19件（一般競争入札 5件、随意契約 14件）	9件	124,067千円
令和6年度	16件（一般競争入札 9件、随意契約 7件）	6件	136,712千円
令和7年度(R8.1.15時点)	13件（一般競争入札 5件、随意契約 8件）	1件	13,500千円

＜取組状況に対する評価＞

積極的に県有未利用財産の売却・貸付を進めており、財源確保と維持管理費の削減につながっている。

＜改善点＞

未利用財産のうち、総務部において管理・処分することが困難・不適當な財産については、総務部に引き継がず従来の部局が管理しており、土地の利活用や処分（売却や譲渡）が進まない実態があった。
令和7年9月に開催した県有施設・資産有効活用戦略会議において、管理・処分することが困難な未利用財産についても、今後は各部局が引継ぎを希望する財産については総務部に引き継ぐこととし、処分や維持管理を行財政改革推進課で集約して効率的に実施することを決定。現在、集約化の手続きを進めている。

県有資産等所在市町村交付金費	52,480	53,329	△849			＜財産収入＞ 52,480		
トータルコスト	55,692千円（前年度 56,484千円） [正職員：0.4人]							

国有資産等所在市町村交付金法に基づき、対象となる県営住宅ほか貸付財産等の県有施設が所在する市町村に対して、固定資産税相当の交付金を交付する。
※交付金対象財産…貸付財産（職員宿舍、県営住宅含む）、空港 ※交付自治体…16自治体

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

公文書館（電話：0857-26-8160）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公文書等収集・管理・利活用事業	7,479	4,528	2,951				7,479	
トータルコスト	57,096千円（前年度 51,698千円）〔正職員：3.6人、会計年度任用職員：5.5人〕							

1 事業の目的、概要

「鳥取県公文書等の管理に関する条例」及び「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」の規定に基づき、歴史公文書等の引継、管理、利活用及び市町村等関係機関との連携・協力等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
1 歴史公文書等の収集・保存・利活用事業	・歴史公文書等の引継、整理、保存、利活用を行うとともに、所蔵資料のデジタル化、修復を実施する。 ・（臨時）マイクロフィルム・スキャナーを更新する。 ・閲覧請求のあった簿冊について、利用審査を行い提供する。 ・企画展（鳥取大火・鳥取県ができるまで・特別企画展「昭和100年」）の開催、とっとりデジタルコレクションでの公開等により、県政に関する資料を県民に提供する。	7,170
2 公文書館センター機能の充実事業（関係機関との連携）	・「県市町村歴史公文書等保存活用共同会議」の取組により、歴史公文書等の保存管理体制の向上を図る。 ・関係機関である文化財局、図書館、博物館と、「災害時等の市町村との連携・協力実施計画」（平成29年度策定）に基づく対応、情報共有を図る。	309

公文書館管理運営費	37,942	11,225	26,717	<12,500> 25,000	<財産収入 1,600、雑入30 > 1,630	11,312	県費負担 23,812	
トータルコスト	56,239千円（前年度 28,541千円）〔正職員：1.2人、会計年度任用職員：2.3人〕							

1 事業の目的、概要

「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」に基づき、施設及び所蔵資料の適切な管理を行うとともに、利用者の閲覧請求や相談に対して迅速・的確な対応を行う。

2 主な事業内容

1 週休日展示コーナー管理業務委託	土日開館のための警備員を配置する。 （令和7年度から令和9年度までの3年契約）
2 地下書庫空調設備更新	県有施設中長期保全計画に基づく長寿命化のための地下書庫空調設備更新工事を実施する。

（注）起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

公文書館（電話：0857-22-4620）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ふるさと鳥取歴史情報活用推進事業	1,639	1,916	△277				1,639	
トータルコスト	16,923千円（前年度 16,501千円）〔正職員：1.2人、会計年度任用職員：1.5人〕							

1 事業の目的、概要

鳥取県史編さん事業の成果や収集した歴史資料等を有効に活用するため、関係機関と連携しながら、ふるさと教育や人材育成への支援、収集資料の公開、県の施策や魅力ある地域づくりに活用できる調査研究等を実施する。

2 主な事業内容

- ・教材となりうる資料の提供や、郷土学習の副教材作成等により、鳥取県史編さん事業の成果や収集資料の「ふるさと教育」等での活用を図る。
- ・新鳥取県史を学ぶ講座や占領期の鳥取を学ぶ会の開催等により、新鳥取県史編さん事業の調査研究成果を県民にわかりやすく提供する。
- ・新鳥取県史編さん事業やその後の補足調査で収集した歴史資料の目録や写真画像・翻刻文等をホームページ等で公開する。
- ・鳥取県の特徴ある歴史・民俗に関する調査研究を行い、研修会や報告書等を通じて県民に紹介する。

県史編さん事業	4,340	1,841	2,499				4,340	
トータルコスト	28,456千円（前年度 25,102千円）〔正職員：2.3人、会計年度任用職員：1.5人〕							

1 事業の目的、概要

令和13（2031）年に鳥取県再置150年を迎えるのに合わせて「鳥取県史（通史編：現代）」を刊行するため、その編さんを行う。

2 主な事業内容

(1) 編さんの対象時期

〈第1期〉昭和20（1945）年～平成11（1999）年（西尾県政の終わり）まで

〈第2期〉平成12（2000）年～概ね令和9（2027）年以降を想定

- ・1999年までの歴史資料は「新鳥取県史（資料編・現代）」として刊行中であり、ここまでを「通史編・現代」の第1期とし、令和13年の県民の日の刊行を目指す。
- ・旧「鳥取県史（通史編・近代）」は、石破県政の中途（昭和40年前半）までを対象としており、記述が重複する時期はあるが、新たに収集した資料を活用することで、異なる視座による県史執筆が可能となる。
- ・本県現代史の歴史的事象である市町村合併や中西部地震が生じた2000年以降を第2期とし、第1期の執筆の目途が立った時期に編さん方針等協議を行う予定であり、歴史資料の散逸を防ぐため、令和7年度から資料収集を実施している。

(2) 編さん体制

- ・県史編さん会議を設置し、総計20名程度の執筆者で執筆する。
- ・執筆者については委嘱を始めており、令和8年度中に委嘱を完了する。

3 その他（改善点等）

文書、画像・音声・映像など様々な形式の膨大な量の収集資料が想定される中で効率的・経済的に執筆を進めるため、資料共有クラウドを利用する。
また、収集資料の撮影や目録化に大学生や高校生が参加する「県史調査サポーター」を新設し、若年層の人材育成と県民参画の機会を設ける。

令和8年度一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節	款 項 目	2 款 総 務 費								
		1 項 総務管理費								
		1 目 一般管理費	2 目 人事管理費	4 目 文 書 費	6 目 会計管理費	7 目 財産管理費	8 目 私立学校振 興費	1 0 目 恩給及び退職 年金費		
1	報 酬	438,559	380,167	373,657	5,288	545		66	436	
2	給 料	2,276,938	2,151,419	2,151,419						
3	職員手当等	4,643,238	4,571,374	2,247,178	2,324,196					
4	共 済 費	981,789	936,704	936,704						
5	災 害 補 償 費	300	300		300					
6	恩給及び退職年金	2,596	2,596						2,596	
7	報 償 費	34,773	25,542	181	5,250			110	16,785	
8	旅 費	89,170	85,046	48,072	32,092	348	140	1,190	814	
	費用弁償	8,353	7,752	6,702	110	176	15	70	410	
	普通旅費	76,227	73,516	41,370	29,993	164	125	980	404	
	特別旅費	4,590	3,778		1,989	8		140		
9	交 際 費	1,100	1,100	1,100						
1 0	需 用 費	237,208	231,037	8,828	9,300	1,830	1,592	205,304	100	
1 1	役 務 費	95,799	88,960	6,259	46,125	2,149	490	24,804	70	
1 2	委 託 料	943,563	899,756	12,769	182,381	5,948	33,928	656,826		
1 3	使用料及び賃借料	117,427	113,343	5,566	22,703	3,187	10,096	70,403	40	
1 4	工 事 請 負 費	515,275	515,275		18,719			467,865		
1 5	原 材 料 費									
1 6	公有財産購入費									
1 7	備 品 購 入 費	4,253	4,253	389	1,062	218				
1 8	負担金、補助及び交付金	5,372,174	4,691,721		83,196	110		58,469	4,549,400	
1 9	扶 助 費									
2 0	貸 付 金									
2 1	補償、補填及び賠償金	1,800	1,800							
2 2	償還金、利子及び割引料									
2 3	投資及び出資金									
2 4	積 立 金									
2 5	寄 附 金									
2 6	公 課 費									
2 7	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	15,755,962	14,700,393	5,792,122	2,730,612	14,335	46,246	1,485,037	4,567,645	2,596
財 源 内 訳	国庫支出金	2,104,058	1,848,037		5,785			61,029	1,781,223	
	地方債	103,000	64,000					39,000		
	その他	2,943,045	2,586,701	59,255	2,348,386	460		176,552	418	
	一般財源	10,605,859	10,201,655	5,732,867	376,441	13,875	46,246	1,208,456	2,786,004	2,596

令和8年度一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	2 款 総 務 費									
	1 項 総務管理費		2 項 企 画 費			7 項 統計調査費				
	1 2 目 諸 費	1 4 目 公文書館費		1 目 企画総務費	2 目 計画調査費		1 目 統計調査 総務費	2 目 基本統計費	3 目 労働統計費	
1 報 酬	175		2,481	2,481		55,911	8,472	33,654	13,785	
2 給 料			36,441	36,441		89,078	89,078			
3 職員手当等			20,635	20,635		51,229	51,229			
4 共 済 費			12,919	12,919		32,166	32,166			
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 報 償 費		3,216	293		293	8,938	621	7,912	405	
8 旅 費	64	2,326	426	72	354	3,698	1,605	1,959	108	
費用弁償	64	205	72	72		529	288	196	45	
普通旅費		480	258		258	2,453	714	1,650	63	
特別旅費		1,641	96		96	716	603	113		
9 交 際 費										
10 需 用 費		4,083	728		728	5,443	4,008	926	380	
11 役 務 費	7,890	1,173	463		463	6,376	1,500	3,873	886	
12 委 託 料		7,904	460		460	43,347	6,041	37,107		
13 使用料及び賃借料		1,348	640		640	3,444	1,000	2,056	300	
14 工 事 請 負 費		28,691								
15 原 材 料 費										
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費		2,584								
18 負担金、補助及び交付金	471	75	680,453		680,453					
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	1,800									
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積 立 金										
25 寄 附 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	10,400	51,400	755,939	72,548	683,391	299,630	195,720	87,487	15,864	
財 源 内 訳	国庫支出金			9,122	1,872	7,250	246,899	142,989	87,487	15,864
	地方債		25,000	39,000		39,000				
	その他		1,630	356,159	18	356,141	185	185		
	一般財源	10,400	24,770	351,658	70,658	281,000	52,546	52,546		

令和8年度一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節	款 項 目	6款 農林水産業費			総務部合計
		2款 総務費	1項 農業費		
		7項 統計調査費	1目 農業総務費		
	6目 教育統計費				
1	報酬				438,559
2	給料				2,276,938
3	職員手当等				4,643,238
4	共済費				981,789
5	災害補償費				300
6	恩給及び退職年金				2,596
7	報償費				34,773
8	旅費	26			89,170
	費用弁償				8,353
	普通旅費	26			76,227
	特別旅費				4,590
9	交際費				1,100
10	需用費	129			237,208
11	役務費	117			95,799
12	委託料	199	1,565	1,565	945,128
13	使用料及び賃借料	88			117,427
14	工事請負費				515,275
15	原材料費				
16	公有財産購入費				
17	備品購入費				4,253
18	負担金、補助及び交付金				5,372,174
19	扶助費				
20	貸付金				
21	補償、補填及び賠償金				1,800
22	償還金、利子及び割引料				
23	投資及び出資金				
24	積立金				
25	寄附金				
26	公課費				
27	繰出金				
	予備費				
	計	559	1,565	1,565	15,757,527
財源内訳	国庫支出金	559			2,104,058
	地方債				103,000
	その他				2,943,045
	一般財源		1,565	1,565	10,607,424

節 の 明 細

	項 目	金額(千円)等
2款 総務費		
1項 総務管理費		
1目 一般管理費		
報 酬 給 料	会計年度任用職員	91人
	特別職	2人
	一般職員	223人
	定数外職員	40人
2目 人事管理費		
報 酬	鳥取県職員の処分等に係る評価委員会委員	3人
	鳥取県知事等の給与に関する有識者会議委員	10人
	産業医(非常勤職員)	5人
	公務災害補償等認定委員会委員	4人
	公務災害補償等審査会委員	3人
	健康管理審査会(一般疾患部会)委員	4人
	健康管理審査会(精神疾患部会)委員	5人
	職員人材開発センター運営審議会委員	6人
負担金、補助 及び交付金	共済組合職員事務負担金	203
	任意継続組合員事務費負担金	486
	自治大学校派遣研修負担金	2,811
	自治法派遣職員負担金	24,000
	民間企業等派遣研修負担金	23,700
	中国吉林省東北師範大学負担金	848
	中央労働災害防止協会賛助会員負担金	50
	職員健康増進事業負担金	28,500
	育休職員職場復帰支援研修会託児負担金	1
	地域に飛び出す公務員首長連合負担金	10
	県職員文化活動推進事業補助金	1,407
	一級建築士助成金	500
	公務員倫理指導者養成研修負担金	100
	研修企画担当者養成研修負担金	280
自己啓発活動助成金	300	
4目 文書費		
報 酬 負担金、補助 及び交付金	行政不服審査会委員	5人
	審理員候補者研修負担金	72
	行政不服審査法実務研修負担金	38
7目 財産管理費		
報 酬 負担金、補助 及び交付金	財産評価審議会委員	6人
	研修・講習会受講負担金	123
	電波利用料	8
	営繕積算システム運用負担金	2,378
	未来中心ネーミングライツ負担金	3,480
県有資産等所在市町村交付金	52,480	

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
8目 私立学校振興費		
報酬	私立学校審議会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	121,595
	鳥取県私立専修学校大規模修繕促進事業補助金	1,805
	鳥取県私立学校振興資金利子補助金	24,605
	鳥取県私立高等学校安全管理対策(防犯対策)事業補助金	1,266
	鳥取県私立中学校教育振興補助金	162,117
	鳥取県私立高等学校教育振興補助金	1,653,811
	鳥取県心豊かな学校づくり推進事業補助金	18,906
	鳥取県私立専修学校教育振興補助金	106,879
	鳥取県私立専門学校職業実践専門課程推進事業補助金	300
	鳥取県私立高等学校等JET-ALT配置支援事業補助金	11,972
	海外進学的能力測定に必要となる民間英語試験受験料助成金	200
	鳥取県私立高等学校等特別支援教育サポート事業補助金	3,661
	私立学校手話教育推進事業補助金	279
	鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業補助金	1,863
	鳥取県私立学校協会補助金	1,920
	鳥取県私立学校経営相談事業補助金	314
	鳥取県私立学校教職員退職金給付財源補助金	96,425
	日本私立学校振興・共済事業団補助金	18,123
	全国私立学校審議会連合会負担金	150
	高等学校等就学支援金	1,893,633
	鳥取県私立高等学校等総合支援金	23,307
	鳥取県私立高等学校等学び直し支援金	2,698
	鳥取県私立高等学校等生徒授業料減免補助金	1,371
	鳥取県私立専修学校(高等課程)生徒授業料支援金	10,677
	鳥取県私立中学校就学支援金	188,824
	鳥取県私立中学校総合支援金	1,124
	鳥取県私立高等学校専攻科支援金	10,112
	鳥取県私立専門学校授業料等減免費交付金	96,399
	鳥取県高等学校等就学支援金事務費交付金	3,791
	鳥取県私立中学校就学支援金事務費交付金	453
鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	58,551	
鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金	13,160	
鳥取県教員養成機能強化事業補助金	4,946	
鳥取県学びの多様化学校設置支援事業補助金	5,000	
鳥取県AT免許教習体制整備補助金	9,163	
12目 諸 費		
報酬	鳥取県公益認定等審議会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	公益認定等総合情報システム利用負担金	471
14目 公文書館費		
負担金、補助 及び交付金	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会負担金	40
	県史編さん事業高速料金	35

節 の 明 細

	項 目	金額(千円)等
2項	企画費	
1目	企画総務費	
	報酬 会計年度任用職員	1人
	給料 一般職員	9人
2目	計画調査費	
負担金、補助 及び交付金	公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金	481,947
	公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費補助金	68,346
	公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金	106,792
	新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金	334
	学生参画による地域課題解決補助金	5,000
	学生による「県内定着学生プラットフォーム」活動補助金	5,500
	キャリア支援プログラム補助金	3,000
	県内小中高等学校生との交流活動補助金	1,000
	大都市の大学と鳥取県の連携促進事業補助金	900
	「とっとりプラットフォーム5+α」運営支援事業補助金	3,214
	乾燥地研究情報発信事業補助金	380
	とっとり乾地研倶楽部会費	10
	鳥取看護大学・鳥取短期大学と地域の発展を推進する会会費	10
ものづくり道場支援事業補助金	1,020	
楽しむ科学まなび事業補助金	3,000	
7項	統計調査費	
1目	統計調査総務費	
	報酬 会計年度任用職員	4人
	給料 一般職員	22人
2目	基本統計費	
	報酬 特別職非常勤職員(統計調査員)	201人
3目	労働統計費	
	報酬 特別職非常勤職員(統計調査員)	63人

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							千円	千円	千円		
令和8年度 県有施設の施設管理マネジメント事業	営繕課	42,814			令和9年度から 令和10年度まで	42,814	1,972			40,842	空調設備(エアコン)保守等
令和8年度 私立学校施設整備費補助金	教育学術課	14,285			令和9年度から 令和18年度まで	14,285				14,285	施設整備のための借入に対する利子補助
令和8年度 公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金等事業	教育学術課	46,298			令和9年度	46,298		41,000		5,298	公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費(学生センター空調等改修工事)に対する補助金
令和8年度 集中化業務事務費	庶務集中課	2,124			令和9年度	2,124				2,124	庶務業務に係る人材派遣
令和8年度 職員宿舍管理事業費	庶務集中課	2,829			令和9年度	2,829			2,829		
令和8年度 地域を支える技術・専門職人材確保対策事業	人事企画課	36,000			令和9年度から 令和17年度まで	36,000				36,000	奨学金返還額の一部支援

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度 知事公舎管理費	総務課	2,490	令和7年度	657	令和8年度から 令和9年度まで	1,314				1,314	知事公邸機 械警備委託 等
令和7年度 県庁舎管理事業	総務課	340,143			令和8年度から 令和10年度まで	340,143				340,143	清掃、警備 委託
令和6年度 県庁舎設備管理事業	総務課	31,153	令和7年度	9,749	令和8年度から 令和9年度まで	18,788				18,788	県庁舎消防 設備保守点 検委託等
令和7年度 県庁舎設備管理事業	総務課	230,514			令和8年度から 令和10年度まで	230,514				230,514	電話、エレ ベータ、各 種設備機器 保守点検等
令和6年度 県有施設の施設管理マ ネジメント事業	営繕課	53,456	令和7年度	15,062	令和8年度から 令和9年度まで	28,544	407			28,137	給水設備保 守等
令和7年度 県有施設の施設管理マ ネジメント事業	営繕課	196,296			令和8年度から 令和10年度まで	196,296	1,680			194,616	自家用電気 工作物保守 等
令和5年度 統計調査総務費	統計課	556	令和6年度から 令和7年度まで	278	令和8年度から 令和9年度まで	278				278	人口移動調 査システム 運用保守
令和元年度 私立学校振興資金利子 補助 (鳥取敬愛高等学校)	教育学術課	22,047	令和2年度から 令和7年度まで	15,068	令和8年度から 令和11年度まで	6,349				6,349	
令和元年度 私立学校振興資金利子 補助 (倉吉北高等学校柔道 場)	教育学術課	5,315	令和2年度から 令和7年度まで	2,192	令和8年度から 令和10年度まで	790				790	
令和元年度 私立学校振興資金利子 補助 (倉吉北高等学校第二 体育館)	教育学術課	3,653	令和2年度から 令和7年度まで	2,685	令和8年度から 令和10年度まで	965				965	
令和元年度 私立学校振興資金利子 補助 (米子北高等学校)	教育学術課	1,472	令和2年度から 令和7年度まで	971	令和8年度から 令和10年度まで	282				282	
令和2年度 私立学校施設整備費補 助金	教育学術課	88,375	令和3年度から 令和7年度まで	52,544	令和8年度から 令和12年度まで	35,822				35,822	施設整備の ための借入 に対する利 子補助
令和3年度 私立学校施設整備費補 助金	教育学術課	65,759	令和4年度から 令和7年度まで	30,929	令和8年度から 令和12年度まで	33,180				33,180	施設整備の ための借入 に対する利 子補助
令和5年度 私立学校施設整備費補 助金	教育学術課	17,638	令和6年度から 令和7年度まで	4,652	令和8年度から 令和15年度まで	12,980				12,980	施設整備の ための借入 に対する利 子補助
令和6年度 私立学校施設整備費補 助金	教育学術課	7,106	令和7年度	795	令和8年度から 令和16年度まで	4,452				4,452	施設整備の ための借入 に対する利 子補助
令和7年度 私立学校施設整備費補 助金	教育学術課	8,514			令和8年度から 令和16年度まで	7,775				7,775	施設整備の ための借入 に対する利 子補助
令和4年度 給与等管理費	庶務集中課	382,289	令和5年度から 令和7年度まで	241,437	令和8年度から 令和9年度まで	140,839				140,839	
令和6年度 給与等管理費	庶務集中課	40,342	令和7年度	14,416	令和8年度から 令和9年度まで	25,589				25,589	

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和4年度 集中化業務事務費	庶務集中課	千円 15,814	令和5年度から 令和7年度まで	千円 9,726	令和8年度から 令和9年度まで	千円 3,590	千円	千円	千円	千円	3,590	庶務業務に 係る人材派遣等
令和6年度 職員労働安全衛生・福 利厚生費	職員支援課	1,892	令和7年度	473	令和8年度から 令和10年度まで	1,419					1,419	健康管理シ ステム運用 保守
令和6年度 職員人材開発センター 費	職員人材開 発センター	16,500	令和7年度	5,467	令和8年度から 令和9年度まで	10,945			5,472		5,473	eラーニング 研修業務委 託
令和6年度 公文書館管理運営費	公文書館	7,043	令和7年度	2,239	令和8年度から 令和9年度まで	4,691					4,691	公文書館警 備業務委託

令和8年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
						区 分	金 額	
1 事業収入			千円 2,221,471	千円 2,093,340	千円 128,131		千円	
	1 用品調達事業収入		489,765	494,108	△ 4,343			
		1 用品調達事業収入	489,765	494,108	△ 4,343	1 用品調達事業収入	489,765	
	2 自動車管理事業収入		258,525	237,263	21,262			
		1 自動車管理事業収入	258,525	237,263	21,262	1 自動車管理事業収入	258,525	
	3 集中管理事業収入		1,473,181	1,361,969	111,212			
		1 集中管理事業収入	1,473,181	1,361,969	111,212	1 集中管理事業収入	1,473,181	
2 諸収入			54	51	3			
	1 雑入		54	51	3			
		1 雑入	54	51	3	1 雑入	54	
歳 入 合 計			2,221,525	2,093,391	128,134			

歳 出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	起債	諸収入	事業収入	区 分	金 額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1	事業費		2,221,525	2,093,391	128,134			54	2,221,471			
	1	用品調達事業費	489,765	494,108	△ 4,343				489,765			
		1 購買費	489,765	494,108	△ 4,343				489,765	10 需用費	489,765	
	2	自動車管理事業費	258,525	237,263	21,262				258,525			
		1 自動車管理事業費	258,525	237,263	21,262				258,525	10 需用費 11 役務費 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金 21 補償、補填及び賠償金	103,154 1,360 152,971 40 1,000	交通安全運行管理者協議会負担金 40
	3	集中管理事業費	1,473,235	1,362,020	111,215			54	1,473,181			
		1 集中管理事業費	1,473,235	1,362,020	111,215			54	1,473,181	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	7,443 2,451 1,767 399 419,238 342,516 6,648 692,773	
歳 出 合 計			2,221,525	2,093,391	128,134			54	2,221,471			

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数		給 与 費								共済費	合計	備考		
			報酬		給料		職員手当		計						
	(人)		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
本年度	(3)	0	7,443	0	0	2,451	0	9,894	0	1,767	11,661				
前年度	(3)	0	7,125	0	0	2,286	0	9,411	0	1,671	11,082				
比較	()	0	318	0	0	165	0	483	0	96	579				
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	
	本年度	0	0	0	1,407	1,044	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前年度	0	0	0	1,312	974	0	0	0	0	0	0	0	0	
	比較	0	0	0	95	70	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)							
	本年度	0	0	0	0	0	0	0							
	前年度	0	0	0	0	0	0	0							
	比較	0	0	0	0	0	0	0							

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数
 ※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)		給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)		備考	
			給料 (千円)		職員手当 (千円)		計 (千円)						
本年度	(0)				0		0				0		
前年度	(0)				0		0				0		
比較	(0)		0		0		0		0		0		
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤労手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
	本年度												
	前年度												
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)			
	本年度												
	前年度												
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)		給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)		備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
本年度	3		7,443		2,451	1,407	1,044	9,894	1,767	11,661
前年度	3		7,125		2,286	1,312	974	9,411	1,671	11,082
比較	0		318	0	165	95	70	483	96	579

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
職 員 手 当	165	1 その他の増減分	(1) 勤勉手当支給割合の増分 (2) 新陳代謝等に係る減分	165

令和8年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

1 目 集中管理事業費

総務課 (内線：7771)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁用光熱水費 等管理事業	313,000	315,000	△2,000				313,000	
トータルコスト	315,636千円 (前年度 317,390千円) [正職員：0人、会計年度任用職員：0.7人]							
<p>県庁舎及び各総合事務所の光熱水費と電話料金の支払いに要する経費</p> <p>(1) 光熱水費 273,000千円</p> <p>(2) 電話料金 40,000千円</p>								

令和8年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費
 3 項 集中管理事業費
 1 目 集中管理事業費

政策法務課（内線：7028）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
印刷発送費	115,519	123,457	△7,938			＜雑入＞ 54	115,465	
トータルコスト	130,029千円（前年度 132,897千円） [正職員：0.4人、会計年度任用職員：3人]							

1 事業の目的、概要

文書の発送、印刷を集中化することにより、事務の効率化と経費の削減を図る。

2 主な事業内容

(1) 文書発送費 81,082千円

庁内各課が発送する文書を政策法務課が集合発送することにより、郵便料金の経費を削減する。

内容	所要経費
郵便料金	61,624
会計年度任用職員人件費 3名分	11,877
文書収発業務委託料	6,648
発送用事務用品	830
電子契約サービス利用料	20
収発事務・電子契約調査研究旅費	83

(2) 文書浄書費 34,437千円

一般職員でも操作可能な印刷機を使用して、印刷業務の効率化と経費削減を図る。

内容	所要経費
印刷機器使用料（高速カラー印刷機3台、くるみ製本機1台、高速ステープル製本機1台）	25,654
印刷用品・用紙、印刷機器修繕料	8,683
印刷業務調査研究旅費	100

令和8年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

2 項 自動車管理事業費

1 目 自動車管理事業費

庶務集中課 (内線：7495)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
自動車管理事業費	〔債務負担行為〕 276,032 258,525	〔債務負担行為〕 123,684 237,263	〔債務負担行為〕 152,348 21,262				〔債務負担行為〕 276,032 258,525	
トータルコスト	275,713千円 (前年度 254,061千円) [正職員：2人、会計年度任用職員：0.3人]							

1 事業の目的、概要

本庁、各総合事務所及び地方機関の公用車集中管理並びにリース契約に要する経費。

2 主な事業内容

区分	予算額
公用車の燃料費、修繕費等	103,154
リース料	152,971
その他	2,400

<債務負担行為>

区分	内容	限度額	説明
新規	令和8年度契約分 (R9～R14年度)	189,828	令和8年度の契約に係る債務負担行為
再リース	平成20年度契約分 (R9～R10年度)	766	令和8年度以前の契約に係る債務負担行為
	平成22年度契約分 (R9～R10年度)	3,520	
	平成24年度契約分 (R9～R10年度)	7,724	
	平成26年度契約分 (R9～R10年度)	12,898	
	平成28年度契約分 (R9～R10年度)	3,800	
	平成30年度契約分 (R9～R10年度)	14,180	
	令和2年度契約分 (R9～R10年度)	43,316	

令和8年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

1 目 集中管理事業費

庶務集中課 (内線：7495)
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
集中管理経費 支払事業	518,294	500,750	17,544				518,294	
トータルコスト	533,984千円 (前年度 515,277千円) [正職員：0.5人、会計年度任用職員：3.1人]							

1 事業の目的、概要

各所属に共通する経費について、庁内LANデータベースを利用し、全庁の実績額を把握・集計するとともに、支払を集中化することにより、事務の効率化を図る。

2 主な事業内容

区分	予算額
新聞、追録・定期刊行物	141,832
コピー代	128,622
航空券利用料	221,422
宅配料金 (庶務集中課一括契約分)	19,470
タクシー・ハイヤー料金 (チケット利用分)	6,948

令和8年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

1 項 用品調達事業費

物品契約課（内線：7433）

1 目 購買費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
購買費	489,765	494,108	△4,343				489,765	
トータルコスト	499,954千円（前年度 503,832千円） [正職員：0.8人、会計年度任用職員：1人]							

1 事業の目的、概要

各所属で使用する用品の集中調達に要する経費。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額
一般事務用品（消耗品費）	コピー用紙、各種ファイル類等	152,005
在庫用品（印刷製本費）	封筒、文書保存箱等	10,725
石油製品（燃料費）	ガソリン、重油、軽油等	327,035

令和8年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

節	款項目	1款 事業費						総務部合計	
		1項 用品調達事業費		2項 自動車管理事業費		3項 集中管理事業費			
			1目 購買費		1目 自動車管理 事業費		1目 集中管理事 業費		
1	報酬	7,443					7,443	7,443	7,443
2	給料								
3	職員手当等	2,451					2,451	2,451	2,451
4	共済費	1,767					1,767	1,767	1,767
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	報償費								
8	旅費	399					399	399	399
	費用弁償	216					216	216	216
	普通旅費	183					183	183	183
	特別旅費								
9	交際費								
10	需用費	1,012,157	489,765	489,765	103,154	103,154	419,238	419,238	1,012,157
11	役務費	343,876			1,360	1,360	342,516	342,516	343,876
12	委託料	6,648					6,648	6,648	6,648
13	使用料及び賃借料	319,322			152,971	152,971	166,351	166,351	319,322
14	工事請負費								
15	原材料費								
16	公有財産購入費								
17	備品購入費								
18	負担金、補助及び交付金	40			40	40			40
19	扶助費								
20	貸付金								
21	補償、補填及び賠償金	1,000			1,000	1,000			1,000
22	償還金、利子及び割引料								
23	投資及び出資金								
24	積立金								
25	寄附金								
26	公課費								
27	繰出金								
	予備費								
	計	1,695,103	489,765	489,765	258,525	258,525	946,813	946,813	1,695,103
財源内訳	国庫支出金								
	繰入金								
	その他	54					54	54	54
	事業収入	1,695,049	489,765	489,765	258,525	258,525	946,759	946,759	1,695,049

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
1款 事業費	
2項 自動車管理事業費	
1目 自動車管理事業費	
負担金、補助及び 交付金	交通安全運行管理者協議会負担金
	40
3項 集中管理事業費	
1目 集中管理事業費	
報 酬	会計年度任用職員
	3人

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	繰入金	そ の 他	事業収入		
令和8年度 公用車リース料 (平成20年度契約分)	庶務集中 課	千円 766		千円	令和 9年度から 令和 10年度まで	766					766	
令和8年度 公用車リース料 (平成22年度契約分)	庶務集中 課	3,520			令和 9年度から 令和 10年度まで	3,520					3,520	
令和8年度 公用車リース料 (平成24年度契約分)	庶務集中 課	7,724			令和 9年度から 令和 10年度まで	7,724					7,724	
令和8年度 公用車リース料 (平成26年度契約分)	庶務集中 課	12,898			令和 9年度から 令和 10年度まで	12,898					12,898	
令和8年度 公用車リース料 (平成28年度契約分)	庶務集中 課	3,800			令和 9年度から 令和 10年度まで	3,800					3,800	
令和8年度 公用車リース料 (平成30年度契約分)	庶務集中 課	14,180			令和 9年度から 令和 10年度まで	14,180					14,180	
令和8年度 公用車リース料 (令和2年度契約分)	庶務集中 課	43,316			令和 9年度から 令和10年度まで	43,316					43,316	
令和8年度 公用車リース料 (令和8年度契約分)	庶務集中 課	189,828			令和 9年度から 令和14年度まで	189,828					189,828	

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	繰入金	そ の 他	事業収入		
令和3年度 公用車リース料 (令和3年度契約分)	庶務集中 課	千円 403,092	令和 4年度から 令和 7年度まで	77,292	令和 8年度から 令和 9年度まで	39,102					39,102	
令和4年度 公用車リース料 (令和4年度契約分)	庶務集中 課	403,218	令和 5年度から 令和 7年度まで	51,933	令和 8年度から 令和10年度まで	53,124					53,124	
令和5年度 公用車リース料 (令和5年度契約分)	庶務集中 課	310,752	令和 6年度から 令和 7年度まで	39,689	令和 8年度から 令和11年度まで	81,877					81,877	
令和6年度 公用車リース料 (令和6年度契約分)	庶務集中 課	203,622	令和 7年度	20,928	令和 8年度から 令和12年度まで	110,319					110,319	
令和7年度 公用車リース料 (平成23年度契約分)	庶務集中 課	1,780			令和 8年度から 令和 9年度まで	1,780					1,780	
令和7年度 公用車リース料 (平成25年度契約分)	庶務集中 課	5,656			令和 8年度から 令和 9年度まで	5,656					5,656	
令和7年度 公用車リース料 (平成27年度契約分)	庶務集中 課	4,124			令和 8年度から 令和 9年度まで	4,124					4,124	
令和7年度 公用車リース料 (平成29年度契約分)	庶務集中 課	2,248			令和 8年度から 令和 9年度まで	2,248					2,248	
令和7年度 公用車リース料 (平成31年度契約分)	庶務集中 課	19,318			令和 8年度から 令和 9年度まで	19,318					19,318	
令和7年度 公用車リース料 (令和7年度契約分)	庶務集中 課	90,558			令和 8年度から 令和14年度まで	90,558					90,558	

令和8年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 給与等 振替 収入			千円 33,505,500	千円 28,593,670	千円 4,911,830		千円	
	1 給与等 振替 収入		33,505,500	28,593,670	4,911,830			
		1 給与等振替収入	33,505,500	28,593,670	4,911,830	1 給与等振替収入	33,505,500	
歳入合計			33,505,500	28,593,670	4,911,830			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
						給与等振替収入	区分	金額	
1 給与費			千円 33,505,500	千円 28,593,670	千円 4,911,830	千円		千円	
	1 給与費		33,505,500	28,593,670	4,911,830	33,505,500			
		1 給与費	33,505,500	28,593,670	4,911,830	33,505,500	報酬 給料 手当 共済費 費用弁償	3,199,565 13,124,769 11,814,196 5,264,010 102,960	
歳出合計			33,505,500	28,593,670	4,911,830	33,505,500			

令和8年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料

1款 給与費

1項 給与費

庶務集中課（内線：7495）

1目 給与費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
給与費	33,505,500	28,593,670	4,911,830			<給与等振替収入> 33,505,500		

特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）等の給与費について、特別会計による一括支払いを行うことにより、各部予算担当者の予算執行管理事務の効率化を図る。

令和8年度鳥取県給与集中管理特別会計予算歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

節	款 項 目	1 款 給与費			総 務 部 合 計
			1項 給与費		
			1目 給与費		
1	報 酬	3,199,565	3,199,565	3,199,565	3,199,565
2	給 料	13,124,769	13,124,769	13,124,769	13,124,769
3	職 員 手 当 等	11,814,196	11,814,196	11,814,196	11,814,196
4	共 済 費	5,264,010	5,264,010	5,264,010	5,264,010
5	災 害 補 償 費				
6	恩給及び退職年金				
7	賃 金				
8	報 償 費				
9	旅 費	102,960	102,960	102,960	102,960
	費用弁償	102,960	102,960	102,960	102,960
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工 事 請 負 費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び 交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠 償金				
23	償還金、利子及び 割引料				
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 附 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	33,505,500	33,505,500	33,505,500	33,505,500
財 源 内 訳	国庫支出金				
	起 債				
	そ の 他	33,505,500	33,505,500	33,505,500	33,505,500
	繰 入 金				

条例名等	鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>公益信託ニ関スル法律の全部が改正され、公益信託において行政庁による認可制度が創設されたことにより、鳥取県公益認定等審議会が当該認可に係る諮問機関とされたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県公益認定等審議会条例の一部改正 鳥取県公益認定等審議会の委員に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を加える。</p> <p>(2) 鳥取県附属機関条例の一部改正 鳥取県公益認定等審議会の調査審議する事項に公益信託認可の申請に係る処分に関する事項を追加する。</p> <p>(3) 施行期日は、令和8年4月1日とする。</p>

鳥取県公益認定等審議会条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

(鳥取県公益認定等審議会条例の一部改正)

第1条 鳥取県公益認定等審議会条例(平成20年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。)に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>2・3 略</p>

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">名 称</td> <td>調査審議する事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥 取 県 公 益 認 定 等 審 議 会</td> <td> <p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p> <p>(3) 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第38条において準用する同法第34条第1項及び第3項に規定する事項</p> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	名 称	調査審議する事項	略		鳥 取 県 公 益 認 定 等 審 議 会	<p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p> <p>(3) 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第38条において準用する同法第34条第1項及び第3項に規定する事項</p>	略		<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">名 称</td> <td>調査審議する事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥 取 県 公 益 認 定 等 審 議 会</td> <td> <p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	名 称	調査審議する事項	略		鳥 取 県 公 益 認 定 等 審 議 会	<p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p>	略	
名 称	調査審議する事項																
略																	
鳥 取 県 公 益 認 定 等 審 議 会	<p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p> <p>(3) 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第38条において準用する同法第34条第1項及び第3項に規定する事項</p>																
略																	
名 称	調査審議する事項																
略																	
鳥 取 県 公 益 認 定 等 審 議 会	<p>略</p> <p>(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項</p>																
略																	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条 例 名 等	包括外部監査契約の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）契約の相手方</p> <p style="padding-left: 2em;">住 所 広島市西区高須台三丁目2番13号</p> <p style="padding-left: 2em;">氏 名 戸野 克則</p> <p style="padding-left: 2em;">資 格 税理士</p> <p>（2）契約の始期</p> <p style="padding-left: 2em;">令和8年4月1日</p> <p>（3）費用の算定方法</p> <p style="padding-left: 2em;">9,320,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。</p> <p>（4）費用の支払方法</p> <p style="padding-left: 2em;">監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。</p>

<p>条例名等</p>	<p>職員の確保に向けた多様で柔軟な働き方を推進するための関係条例の整備に関する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 人材の確保が喫緊の課題となっている職において鳥取方式短時間勤務による採用を拡大するとともに、高齢者部分休業をすることができる職員の対象年齢を50歳以上に拡充する措置を講じることにより、多様で柔軟な働き方の推進により職員の確保を図るため、関係する条例について一括して所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部改正 ア 鳥取方式短時間勤務をする職員を採用することができる職に獣医師、社会福祉主事、薬剤師、土木施工管理技士等をもって充てる職を加える。 イ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正 ア 高齢者部分休業を承認することができる職員の範囲を、50歳（現行 55歳）に達した職員に改める。 イ 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から当該高齢者部分休業の承認の取消し又は勤務しない時間の短縮の申請があった場合であって、当該高齢者部分休業を取り消し、又は勤務しない時間を短縮したとしても、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮することができるものとする。 ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) (2) に準じ、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、高齢者部分休業について定めた規定中高齢者部分休業を承認することができる職員の範囲を、50歳（現行 55歳）に達した職員に改める。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日（2（2）ウに関する事項は公布の日とする。）</p>

職員の確保に向けた多様で柔軟な働き方を推進するための関係条例の整備に関する条例

(特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部改正)

第1条 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（令和7年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(鳥取方式短時間勤務をする職員の採用)</p> <p>第2条 知事は、次に掲げる者をもって充てる職であって当該職への職員の採用をすることについて緊急の必要があると認めるものに充てるため、鳥取方式短時間勤務（育児、介護その他の常時勤務に服することが困難な事情を有する者の多様で柔軟な働き方をいう。）をする職員を採用することができる。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の保育士の登録を受けた者又は鳥取県の区域に係る同法第18条の28第1項の地域限定保育士の登録を受けた者</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の獣医師の免許を受けた者</u></p> <p>(6) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(7) <u>薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の薬剤師の免許を受けた者</u></p> <p>(8) <u>建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第5項の技術検定の合格証明書の交付を受けた者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(鳥取方式短時間勤務職員の給料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 鳥取方式短時間勤務職員の給料月額、次に掲げる基準給料月額表のその者が属する職務の級及び号給に応じた同表の給料月額欄に掲げる額（以下「基準月額」という。）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>研究職基準給料月額表（別表第2）</u></p> <p>(3) <u>医療技術職基準給料月額表（別表第3）</u></p> <p>(4) <u>看護職基準給料月額表（別表第4）</u></p> <p>(5) <u>その他前各号に掲げる基準給料月額表の適</u></p>	<p>(鳥取方式短時間勤務をする職員の採用)</p> <p>第2条 知事は、次に掲げる者をもって充てる職であって当該職への職員の採用をすることについて緊急の必要があると認めるものに充てるため、鳥取方式短時間勤務（育児、介護その他の常時勤務に服することが困難な事情を有する者の多様で柔軟な働き方をいう。）をする職員を採用することができる。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の保育士の登録を受けた者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(鳥取方式短時間勤務職員の給料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 鳥取方式短時間勤務職員の給料月額、次に掲げる基準給料月額表のその者が属する職務の級及び号給に応じた同表の給料月額欄に掲げる額（以下「基準月額」という。）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>医療技術職基準給料月額表（別表第2）</u></p> <p>(3) <u>看護職基準給料月額表（別表第3）</u></p>

用を受ける職員との均衡を考慮して人事委員会 規則で定める基準給料月額表 3・4 略	3・4 略
---	-------

第2条 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	162,900	201,300	229,800	257,700	276,600
2	163,800	202,400	230,700	258,900	278,100
3	164,800	203,500	231,500	260,100	279,600
4	165,700	204,700	232,300	261,300	281,100
5	166,600	205,900	233,100	262,400	282,500
6	168,000	207,000	234,000	263,300	283,900
7	169,400	208,200	234,700	264,200	285,300
8	170,700	209,400	235,600	265,200	286,600
9	171,900	210,500	236,400	266,200	288,000
10	173,300	211,500	237,200	267,500	289,400
11	174,700	212,600	238,100	268,800	290,800
12	176,000	213,700	238,900	270,200	292,100
13	177,300	214,700	239,700	271,300	293,400
14	178,700	215,700	240,800	272,700	294,700
15	180,100	216,700	241,900	274,000	296,000
16	181,500	217,700	242,900	275,300	297,300
17	182,500	218,600	243,900	276,500	298,400
18	183,800	219,500	245,000	277,900	299,900
19	185,200	220,400	246,000	279,200	301,200
20	186,400	221,300	247,000	280,600	302,500
21	187,600	222,100	247,800	281,700	303,400
22	189,000	222,900	248,800	283,100	304,700
23	190,300	223,700	249,800	284,600	305,900
24	191,600	224,600	250,900	285,900	307,200
25	193,000	225,400	251,900	286,900	308,600
26	194,400	226,200	252,800	288,500	310,100
27	195,500	226,800	253,600	289,900	311,400
28	196,500	227,600	254,400	291,200	312,800
29	197,600	228,200	255,400	292,500	314,000
30	198,500	228,900	256,400	293,800	315,100
31	199,500	229,600	257,300	295,100	316,100
32	200,400	230,200	258,300	296,400	317,200
33	201,300	230,700	259,200	297,900	318,200
34	202,000	231,400	260,300	299,400	318,900

35	202,800	232,100	261,300	300,900	319,700
36	203,600	232,600	262,400	302,400	320,600
37	204,500	233,100	263,400	303,600	321,200
38	205,200	233,800	264,500	304,800	322,000
39	205,900	234,400	265,600	305,900	322,700
40	206,600	235,000	266,700	307,100	323,400
41	207,300	235,600	267,700	308,300	324,100
42	207,900	236,100	268,700	309,000	324,700
43	208,400	236,700	269,800	309,800	325,400
44	208,900	237,300	270,700	310,600	326,000
45	209,400	237,900	271,500	311,300	326,600
46	209,900	238,400	272,600	312,200	327,100
47	210,400	239,000	273,700	313,000	327,700
48	210,900	239,500	274,700	313,800	328,300
49	211,400	240,100	275,700	314,600	328,700
50	211,900	240,600	276,700	315,200	329,200
51	212,400	241,100	277,700	315,700	329,700
52	212,800	241,700	278,700	316,200	330,300
53	213,100	242,100	279,800	316,600	330,600
54	213,400	242,600	280,600	317,100	331,100
55	213,700	243,100	281,600	317,600	331,600
56	213,900	243,700	282,500	318,200	332,000
57	214,200	244,200	283,100	318,400	332,400
58	214,400	244,700	283,800	319,000	332,900
59	214,700	245,200	284,400	319,600	333,400
60	214,900	245,800	285,100	320,100	333,800
61	215,200	246,300	285,700	320,300	334,100
62	215,400	246,800	286,000	320,700	334,500
63	215,700	247,200	286,500	321,200	335,000
64	215,900	247,600	287,000	321,700	335,500
65	216,200	248,000	287,700	322,000	335,700
66	216,400	248,500	288,300	322,500	336,000
67	216,700	249,000	288,900	323,100	336,300
68	216,900	249,500	289,400	323,600	336,600
69	217,200	249,800	289,800	323,900	336,900
70	217,400	250,200	290,300	324,300	337,100
71	217,700	250,600	290,700	324,800	337,400
72	217,900	251,100	291,200	325,200	337,500
73	218,200	251,500	291,500	325,600	337,700
74	218,400	251,900	291,900	326,100	338,000
75	218,700	252,100	292,100	326,500	338,200
76	218,900	252,400	292,500	326,700	338,400
77	219,200	252,500	292,800	327,100	338,500
78	219,400	252,800	293,200	327,500	338,800
79	219,700	252,900	293,600	327,800	339,000

80	219,900	253,200	294,000	328,100	339,200
81	220,200	253,400	294,300	328,500	339,400
82	220,400	253,500	294,600	328,900	339,600
83	220,700	253,800	294,900	329,200	339,900
84	220,900	253,900	295,300	329,600	340,000
85	221,200	254,200	295,500	329,800	340,200
86	221,400	254,400	295,900		
87	221,700	254,600	296,200		
88	221,900	254,900	296,500		
89	222,200	255,100	296,700		
90	222,400	255,400	297,000		
91	222,700	255,600	297,400		
92	222,900	255,900	297,700		
93	223,200	256,000	297,900		
94		256,200	298,100		
95		256,400	298,400		
96		256,800	298,700		
97		256,900	298,900		
98		257,200	299,300		
99		257,400	299,600		
100		257,800	299,900		
101		257,900	300,400		
102		258,200	300,700		
103		258,400	301,000		
104		258,700	301,400		
105		258,800	301,800		
106		259,100	302,100		
107		259,300	302,400		
108		259,600	302,600		
109		259,800	302,900		
110		260,000	303,300		
111		260,300	303,500		
112		260,600	303,800		
113		260,800	304,100		
114		260,900			
115		261,200			
116		261,500			
117		261,700			
118		261,800			
119		262,100			
120		262,300			
121		262,600			
122		262,800			
123		263,000			
124		263,300			

125		263,500		
-----	--	---------	--	--

備考 この表は、給与条例別表第1の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第2 研究職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	163,200	205,300	281,900
2	164,100	208,900	283,600
3	165,100	211,200	285,200
4	166,000	213,400	286,800
5	166,900	215,600	288,300
6	168,800	217,000	290,000
7	170,500	218,300	291,500
8	172,300	219,500	293,100
9	174,000	220,800	294,500
10	175,700	222,400	295,900
11	177,300	224,000	297,100
12	179,000	225,600	298,400
13	180,700	227,200	299,800
14	182,200	229,100	300,600
15	183,800	230,900	301,400
16	185,300	232,700	302,200
17	186,700	234,500	303,100
18	188,200	236,400	304,100
19	189,700	238,300	305,100
20	191,200	240,300	306,100
21	192,700	242,200	307,100
22	194,200	244,000	308,000
23	195,600	245,700	308,800
24	197,000	247,400	309,700
25	198,500	249,000	310,600
26	200,200	250,600	311,400
27	201,800	252,200	312,200
28	203,400	253,800	313,000
29	205,000	255,400	313,700
30	205,900	256,600	314,400
31	206,800	257,900	315,100
32	207,700	259,100	315,700
33	208,900	260,300	316,300
34	209,900	261,600	316,900
35	211,100	262,800	317,600
36	212,300	264,000	318,200
37	213,400	265,200	318,800
38	214,700	265,900	320,100
39	215,900	266,700	321,400

40	217,300	267,300	323,400
41	218,400	267,900	325,000
42	219,500	268,300	325,800
43	220,700	268,700	326,500
44	221,800	269,100	327,100
45	223,100	269,400	327,600
46	224,200	269,800	328,700
47	225,200	270,200	329,700
48	226,200	270,600	331,000
49	227,200	270,900	331,600
50	228,100	271,500	332,100
51	229,000	272,200	332,800
52	229,900	272,900	333,400
53	230,700	273,500	334,000
54	231,700	274,100	334,500
55	232,500	274,700	335,000
56	233,300	275,600	335,500
57	234,100	276,300	336,100
58	234,700	277,200	336,700
59	235,100	278,100	337,200
60	235,600	279,000	337,700
61	236,100	279,900	338,300
62	236,600	281,100	338,900
63	237,100	282,100	339,300
64	237,600	283,200	339,800
65	238,100	284,400	340,300
66	238,500	286,000	340,700
67	239,000	287,100	341,200
68	239,400	287,500	341,700
69	239,900	287,700	342,100
70	240,500	288,100	342,500
71	241,000	288,400	342,900
72	241,500	288,700	343,400
73	242,000	289,000	343,900
74	242,500	289,200	344,300
75	243,000	289,500	344,700
76	243,500	289,900	345,200
77	244,000	290,300	345,800
78	244,600	290,700	346,000
79	245,200	291,100	346,400
80	245,600	291,500	346,900
81	246,100	292,000	347,500
82	246,600	292,400	347,800
83	247,200	292,700	348,200
84	247,700	293,100	348,700

85	248,100	293,500	349,300
86	248,600	293,800	349,500
87	249,200	294,200	349,700
88	249,700	294,500	349,900
89	250,100	294,900	350,300
90	250,600	295,300	350,500
91	251,200	295,600	350,600
92	251,700	295,900	350,800
93	252,200	296,400	351,000
94	252,700	296,700	
95	253,200	297,000	
96	253,700	297,400	
97	253,900	297,800	
98	254,400	298,100	
99	254,900	298,400	
100	255,300	298,800	
101	255,600	299,100	
102	255,900	299,300	
103	256,200	299,400	
104	256,500	299,600	
105	256,900	299,800	
106	257,200	299,900	
107	257,500	300,100	
108	257,800	300,300	
109	257,900	300,400	
110	258,300	300,600	
111	258,500	300,800	
112	258,700	300,900	
113	258,900	301,100	
114	259,200	301,300	
115	259,400	301,400	
116	259,700	301,600	
117	259,800	301,800	
118	260,100	301,900	
119	260,300	302,100	
120	260,500	302,300	
121	260,800	302,400	
122	260,900		
123	261,100		
124	261,200		
125	261,300		
126	261,400		
127	261,600		
128	261,700		
129	261,800		

130	261,900		
131	262,100		
132	262,200		
133	262,300		
134	262,400		
135	262,600		
136	262,700		
137	262,800		
138	262,900		
139	263,100		
140	263,200		
141	263,300		
142	263,400		
143	263,600		
144	263,700		
145	263,800		
146	263,900		
147	264,100		
148	264,200		
149	264,300		
150	264,400		
151	264,600		
152	264,700		

備考 この表は、給与条例別表第4の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第3 医療技術職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	167,200	199,500	228,200	244,000	271,400
2	168,900	200,500	228,900	244,600	272,600
3	170,700	201,600	229,500	245,200	273,700
4	172,400	202,700	230,200	245,800	274,900
5	174,100	203,700	230,800	246,400	276,100
6	175,800	204,600	231,500	247,000	277,400
7	177,400	205,400	232,100	247,500	278,600
8	178,900	206,200	232,700	248,100	279,900
9	180,400	207,100	233,300	248,800	281,100
10	182,000	208,000	234,000	249,400	282,400
11	183,600	208,900	234,600	250,000	283,600
12	185,300	209,900	235,300	250,500	284,900
13	186,700	210,900	236,000	251,000	286,000
14	188,400	211,900	236,600	251,900	287,400
15	190,200	212,900	237,200	252,900	288,600
16	192,000	213,900	237,900	253,900	289,900
17	193,700	214,700	238,600	254,800	291,100

18	194,600	215,500	239,200	255,800	292,500
19	195,500	216,400	239,900	256,700	293,800
20	196,400	217,300	240,500	257,700	295,000
21	197,300	218,200	241,100	258,700	296,100
22	198,000	218,900	241,900	259,700	297,400
23	198,700	219,600	242,600	260,700	298,600
24	199,400	220,300	243,200	261,600	299,900
25	200,100	220,900	243,800	262,600	301,000
26	200,900	221,600	244,500	263,600	302,300
27	201,600	222,300	245,300	264,500	303,500
28	202,400	222,900	245,900	265,500	304,700
29	203,000	223,500	246,500	266,500	305,800
30	203,700	224,200	247,400	267,500	307,200
31	204,300	224,800	248,100	268,500	308,300
32	205,000	225,500	249,000	269,500	309,600
33	205,500	226,200	249,800	270,400	310,600
34	206,000	226,800	250,700	271,300	311,500
35	206,600	227,300	251,500	272,300	312,500
36	207,200	228,000	252,300	273,300	313,400
37	207,800	228,700	253,100	274,300	314,200
38	208,300	229,400	253,900	275,300	314,900
39	208,800	230,100	254,800	276,400	315,700
40	209,300	230,700	255,600	277,400	316,600
41	209,800	231,200	256,400	278,100	317,400
42	210,300	231,900	257,400	279,100	318,200
43	210,800	232,600	258,300	280,100	319,100
44	211,200	233,100	259,200	281,100	319,800
45	211,500	233,700	260,000	281,900	320,500
46	212,000	234,400	260,900	282,700	321,100
47	212,400	235,100	261,800	283,600	321,900
48	212,700	235,600	262,700	284,300	322,600
49	213,000	236,200	263,600	285,100	323,000
50	213,400	236,800	264,400	285,800	323,600
51	213,900	237,300	265,300	286,600	324,300
52	214,300	237,900	266,300	287,400	325,000
53	214,500	238,500	267,100	287,800	325,300
54	214,800	239,000	267,900	288,500	325,900
55	215,000	239,600	268,700	289,100	326,500
56	215,300	240,100	269,600	289,900	327,000
57	215,500	240,600	270,300	290,500	327,300
58	215,800	241,200	271,200	290,700	327,700
59	216,000	241,800	272,000	291,000	328,200
60	216,300	242,300	272,700	291,500	328,700
61	216,500	242,700	273,500	292,000	329,100
62	216,800	243,200	274,100	292,600	329,500

63	217,000	243,800	274,700	293,200	329,900
64	217,300	244,300	275,200	293,700	330,300
65	217,500	244,700	275,700	294,300	330,800
66	217,800	245,200	276,200	294,700	331,200
67	218,000	245,800	276,700	295,200	331,700
68	218,300	246,300	277,200	295,700	332,200
69	218,500	246,800	277,700	295,900	332,600
70	218,800	247,300	277,900	296,400	333,000
71	219,000	247,800	278,200	296,700	333,400
72	219,200	248,300	278,600	297,100	333,700
73	219,300	248,800	279,100	297,500	334,000
74	219,600	249,200	279,600	297,900	334,400
75	219,800	249,500	280,000	298,400	334,700
76	220,000	249,900	280,300	298,700	335,000
77	220,200	250,100	280,800	298,900	335,400
78	220,400	250,400	281,200	299,200	
79	220,700	250,500	281,600	299,400	
80	220,800	250,800	282,000	299,600	
81	221,000	251,000	282,400	300,000	
82	221,300	251,200	282,600	300,300	
83	221,500	251,400	282,800	300,500	
84	221,700	251,700	283,100	300,800	
85	221,800	251,900	283,400	301,100	
86		252,000	283,700	301,400	
87		252,200	284,000	301,600	
88		252,400	284,200	301,900	
89		252,700	284,500	302,200	
90		252,900	284,600	302,400	
91		253,000	285,000	302,600	
92		253,200	285,200	302,900	
93		253,500	285,400	303,100	
94		253,700	285,600	303,400	
95		253,900	285,900	303,800	
96		254,100	286,000	304,100	
97		254,400	286,200	304,500	
98		254,500	286,500	304,800	
99		254,700	286,700	305,200	
100		254,900	286,900	305,500	
101		255,200	287,000	305,900	
102		255,400	287,200	306,300	
103		255,500	287,500	306,600	
104		255,800	287,700	306,900	
105		256,000	287,900	307,300	
106			288,100		
107			288,500		

108			288,800		
109			289,000		
110			289,200		
111			289,500		
112			289,900		
113			290,000		
114			290,300		
115			290,600		
116			291,000		
117			291,100		
118			291,400		
119			291,700		
120			292,000		
121			292,200		

備考 この表は、給与条例別表第5イの適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 看護職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
	円	円	円	円
1	184,400	211,900	244,500	255,600
2	186,000	213,600	244,900	256,000
3	187,500	215,400	245,300	256,400
4	188,900	217,300	245,700	256,900
5	190,300	219,100	246,000	257,300
6	191,900	219,900	246,500	257,700
7	193,400	220,600	246,900	258,200
8	194,800	221,300	247,200	258,500
9	196,200	222,000	247,500	258,900
10	197,800	222,900	248,000	259,300
11	199,400	223,800	248,400	259,800
12	201,000	224,600	248,800	260,300
13	202,500	225,200	249,100	260,600
14	204,100	225,800	249,500	261,100
15	205,800	226,400	249,900	261,700
16	207,400	227,100	250,300	262,200
17	209,100	228,000	250,700	262,700
18	210,800	228,700	251,000	263,400
19	212,500	229,500	251,400	264,100
20	214,200	230,200	251,800	264,800
21	215,800	231,100	252,200	265,500
22	216,800	231,900	252,500	266,300
23	217,700	232,600	252,900	267,000
24	218,600	233,500	253,300	267,700
25	219,500	234,100	253,700	268,300

26	220,200	234,900	254,200	269,000
27	220,900	235,600	254,800	269,700
28	221,600	236,400	255,400	270,500
29	222,300	237,200	255,900	271,100
30	222,800	237,800	256,500	272,000
31	223,400	238,400	257,100	272,900
32	224,000	239,000	257,800	273,700
33	224,700	239,500	258,400	274,700
34	225,200	240,000	259,000	275,500
35	225,700	240,400	259,600	276,400
36	226,100	240,700	260,200	277,300
37	226,600	241,000	260,800	278,200
38	227,200	241,500	261,400	279,100
39	227,700	242,000	262,100	280,100
40	228,300	242,300	262,800	281,000
41	228,900	242,600	263,300	281,600
42	229,400	243,000	264,000	282,600
43	230,000	243,400	264,800	283,500
44	230,500	243,800	265,600	284,300
45	231,200	244,200	266,300	285,100
46	231,700	244,500	267,100	285,800
47	232,300	245,000	267,900	286,600
48	232,800	245,300	268,700	287,500
49	233,200	245,700	269,400	288,500
50	233,600	246,000	270,200	289,500
51	234,000	246,500	271,000	290,500
52	234,300	246,900	271,800	291,500
53	234,600	247,200	272,500	292,300
54	235,000	247,500	273,200	293,300
55	235,300	248,000	274,100	294,200
56	235,600	248,300	274,800	295,300
57	236,000	248,700	275,600	296,100
58	236,300	249,300	276,300	296,900
59	236,600	249,900	277,100	297,800
60	236,800	250,400	277,900	298,800
61	237,100	251,000	278,600	299,700
62	237,500	251,800	279,600	300,700
63	237,800	252,500	280,600	301,700
64	238,100	253,100	281,600	302,500
65	238,300	253,700	282,100	303,300
66	238,600	254,400	283,100	304,200
67	239,000	255,100	284,000	305,100
68	239,200	255,800	284,700	306,000
69	239,600	256,400	285,600	306,700
70	240,000	257,100	286,200	307,600

71	240,300	257,900	287,100	308,500
72	240,600	258,500	288,000	309,300
73	240,900	259,300	289,000	309,900
74	241,300	259,900	290,000	310,600
75	241,700	260,700	290,900	311,300
76	242,100	261,400	291,800	311,800
77	242,500	262,100	292,700	312,300
78	243,000	262,800	293,600	312,700
79	243,500	263,700	294,400	313,200
80	243,800	264,400	295,400	313,600
81	244,200	264,800	296,100	314,100
82	244,500	265,500	296,900	314,500
83	245,000	266,300	297,700	314,900
84	245,400	266,900	298,500	315,300
85	245,700	267,600	299,300	315,700
86	246,000	268,300	299,900	316,000
87	246,500	269,200	300,600	316,500
88	246,900	270,000	301,300	316,900
89	247,200	270,700	301,800	317,200
90	247,600	271,600	302,300	317,600
91	248,000	272,400	302,800	317,800
92	248,500	273,200	303,300	318,100
93	248,900	273,900	303,600	318,600
94	249,200	274,500	303,900	319,000
95	249,600	275,100	304,300	319,400
96	250,100	275,600	304,700	319,800
97	250,600	276,000	305,100	320,300
98	251,000	276,200	305,400	320,700
99	251,400	276,600	305,800	321,100
100	251,900	277,100	306,200	321,500
101	252,200	277,500	306,400	322,000
102	252,600	277,900	306,800	322,400
103	252,900	278,400	307,100	322,800
104	253,300	278,800	307,300	323,200
105	253,600	279,100	307,700	323,700
106	253,900	279,600	308,100	324,100
107	254,300	280,000	308,500	324,500
108	254,500	280,400	308,900	324,900
109	254,700	280,700	309,300	325,400
110	254,900	281,000	309,800	
111	255,100	281,200	310,200	
112	255,400	281,500	310,500	
113	255,600	281,700	310,800	
114	255,800	282,100	311,200	
115	256,000	282,300	311,600	

116	256,200	282,600	312,000
117	256,400	282,700	312,300
118	256,600	283,000	312,700
119	256,900	283,200	313,200
120	257,100	283,400	313,600
121	257,400	283,600	313,800
122	257,600	283,800	314,200
123	257,900	284,100	314,700
124	258,100	284,300	315,100
125	258,300	284,500	315,300
126	258,400	284,700	
127	258,700	285,000	
128	259,000	285,100	
129	259,200	285,300	
130	259,400	285,500	
131	259,700	285,700	
132	260,000	285,900	
133	260,200	286,100	
134	260,400	286,500	
135	260,700	286,800	
136	260,900	287,100	
137	261,100	287,400	
138	261,300	287,700	
139	261,600	288,000	
140	261,800	288,400	
141	262,000	288,600	
142	262,300	289,000	
143	262,600	289,200	
144	262,800	289,500	
145	263,000	289,800	
146	263,200	290,100	
147	263,400	290,500	
148	263,700	290,800	
149	263,800	291,000	
150	264,000	291,400	
151	264,300	291,700	
152	264,500	292,000	
153	264,800	292,300	
154	265,000	292,600	
155	265,200	293,000	
156	265,400	293,300	
157	265,700	293,500	

備考 この表は、給与条例別表第5ウの適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

(職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第3条 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平成16年鳥取県条例第66号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、<u>50歳</u>とする。</p> <p>(休業の承認の取消し等)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、修学部分休業の承認を取り消すものとする。</u></p> <p>(1) <u>修学部分休業をしている職員が当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。</u></p> <p>(2) <u>修学部分休業をしている職員が、正当な理由がなく当該修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。</u></p> <p>(3) <u>修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮することができる。</u></p> <p>(1) <u>高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。</u></p> <p>(2) <u>高齢者部分休業をしている職員から当該高齢者部分休業の承認の取消し又は勤務しない時間の短縮の申請があった場合であって、当該高齢者部分休業を取り消し、又は勤務しない時間を短縮したとしても、公務の運営に支障がないと認めるとき。</u></p>	<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、<u>55歳</u>とする。</p> <p>(休業の承認の取消し)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。</u></p> <p>(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。</p> <p>(3) <u>当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮するものとする。</u></p>

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額等)</p>	<p>(給与の減額等)</p>

<p>第15条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（<u>50歳</u>に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第15条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（<u>55歳</u>に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>
---	---

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（<u>50歳</u>に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（<u>55歳</u>に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（50歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 職員が従事する原子力発電所の立入調査業務及び看護師等が従事する深夜において行われる看護等の業務の特殊性に鑑み、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 放射線取扱手当を放射線取扱等業務手当に改め、支給対象に原子力発電所の立入調査^(※)に従事したときを加える。（日額 300 円） <small>※「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、職員が放射線管理区域内において行う立入調査を想定</small></p> <p>(2) 月に8回を超えて深夜における勤務を行った場合の夜間看護手当の額を次のとおり引き上げる。（月8回を超える勤務1回につき600円を加算する。）</p> <p>ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 勤務1回当たり4,150円（現行 勤務1回当たり3,550円）</p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 勤務1回当たり3,700円（現行 勤務1回当たり3,100円）</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>放射線取扱等業務手当</u></p> <p>(5)～(23) 略</p> <p><u>(放射線取扱等業務手当)</u></p> <p>第6条 <u>放射線取扱等業務手当</u>は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>職員が原子力発電所の立入調査（人事委員会が定めるものに限る。）に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第3号及び第4号の業務 職員が業務に従事した日1日につき300円</p> <p>(夜間看護手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（同項の看護師及び准看護師以外の職員のうち人事委員会が定める職員にあっては、当該額の100分の80に相当する額）とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円 <u>(当該勤務の前の当該月におけるこの号及び次号の勤務の回数の合計（次号において「既勤務回数」という。）が8以上である場合</u>にあっては、4,150円)</p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円 <u>(既勤務回数が8以上である場合</u>にあっては、3,700円)</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>放射線取扱手当</u></p> <p>(5)～(23) 略</p> <p><u>(放射線取扱手当)</u></p> <p>第6条 <u>放射線取扱手当</u>は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第3号の業務 職員が業務に従事した日1日につき300円</p> <p>(夜間看護手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（同項の看護師及び准看護師以外の職員のうち人事委員会が定める職員にあっては、当該額の100分の80に相当する額）とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円</p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例																						
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を改める。</p> <p>2 概要 (1) 大規模イベントへの対応や県民の安全・安心確保に向けた体制強化等により、知事の事務部局の職員の定数を2人増員し、2,839人に改めること。 (2) 近畿高等学校総合文化祭の終了等により、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を1人減員し、2,225人に改めること (3) 埋立事業の未利用地の売却完了により、企業局の職員の定数を1人減員し、47人に改めること。 (4) 小学校の学級の減等により、県費負担教職員の定数を38人減員し、3,940人に改めること。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p> <p>[参考]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部局等</th> <th style="width: 60%;">条例定数の改正に係る主な内容</th> <th style="width: 20%;">条例定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事部局</td> <td> <主な増要因> ・大規模イベントへの対応 (ぼうさいこくたい、関西ワールドマスターズゲームズ、全国献血運動推進大会 等) ・県民の安全・安心確保に向けた体制強化 (土砂災害警戒区域の指定、クマ対策 等) ・情報基盤整備体制の強化 <主な減要因> ・令和5年台風第7号災害復旧対応の収束 ・大阪・関西万博の終了 </td> <td style="text-align: center;">+2</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td> <主な増要因> ・高等学校教育改革促進基金事業への対応 <主な減要因> ・近畿高等学校総合文化祭の終了 </td> <td style="text-align: center;">▲1</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td> <主な減要因> ・埋立事業の未利用地の売却完了 </td> <td style="text-align: center;">▲1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">±0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">県費負担教職員</td> <td>小学校の学級の減等による定数減</td> <td style="text-align: center;">▲38</td> </tr> </table>		部局等	条例定数の改正に係る主な内容	条例定数	一般行政部門等			知事部局	<主な増要因> ・大規模イベントへの対応 (ぼうさいこくたい、関西ワールドマスターズゲームズ、全国献血運動推進大会 等) ・県民の安全・安心確保に向けた体制強化 (土砂災害警戒区域の指定、クマ対策 等) ・情報基盤整備体制の強化 <主な減要因> ・令和5年台風第7号災害復旧対応の収束 ・大阪・関西万博の終了	+2	教育委員会事務局	<主な増要因> ・高等学校教育改革促進基金事業への対応 <主な減要因> ・近畿高等学校総合文化祭の終了	▲1	企業局	<主な減要因> ・埋立事業の未利用地の売却完了	▲1	計		±0	県費負担教職員	小学校の学級の減等による定数減	▲38
部局等	条例定数の改正に係る主な内容	条例定数																					
一般行政部門等																							
知事部局	<主な増要因> ・大規模イベントへの対応 (ぼうさいこくたい、関西ワールドマスターズゲームズ、全国献血運動推進大会 等) ・県民の安全・安心確保に向けた体制強化 (土砂災害警戒区域の指定、クマ対策 等) ・情報基盤整備体制の強化 <主な減要因> ・令和5年台風第7号災害復旧対応の収束 ・大阪・関西万博の終了	+2																					
教育委員会事務局	<主な増要因> ・高等学校教育改革促進基金事業への対応 <主な減要因> ・近畿高等学校総合文化祭の終了	▲1																					
企業局	<主な減要因> ・埋立事業の未利用地の売却完了	▲1																					
計		±0																					
県費負担教職員	小学校の学級の減等による定数減	▲38																					

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,839人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,829人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,225人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>190人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>47人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>3,940人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,837人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,827人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,226人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>191人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>48人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>3,978人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 人口減少社会に立ち向かう体制を整備するため、政策統轄総局及び令和の改新戦略本部を再編する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 政策統轄総局を廃止し、人口戦略推進本部を設置する。 (2) 人口戦略推進本部は、次の事務を所掌する。 ア 人口減少対策に関する事項 イ 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項 ウ 産業集積の形成及び活性化に関する総合的な施策の調整に関する事項 (3) 政策統轄総局の所掌から令和の改新戦略本部に県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項並びに県民の社会参加活動の推進に関する事項を移管する。 (4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p> <p>4 参考</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ 人口減少社会に立ち向かう体制整備</p> <p>○喫緊の課題である人口戦略の推進に向け、全庁を挙げて分野横断で取り組むため、政策統轄監の下に人口戦略推進本部を設置</p> <p>○同本部に人口戦略課と産業クラスター室を設置し、産業政策と一体的に人口戦略や移住定住・関係人口の増加を推進</p> </div> <pre> graph TD A[政策統轄監] --- B[人口戦略推進本部] B --- C[人口戦略課] C --- D[産業クラスター室] E[令和の改新戦略本部] --- F[政策戦略局] F --- G[政策企画課] F --- H[協働企画課] </pre> <p>「定常化」と「強靱化」のための人口減少社会に立ち向かう施策の推進、更なる移住定住の促進・関係人口増加、若者の県内定着・県内回帰</p> <p>地域未来戦略、産業クラスターの形成・活性化の統轄</p> <p>令和の改新戦略本部</p> <p>政策戦略局</p> <p>政策企画課</p> <p>協働企画課</p> <p>人口戦略推進本部を人口減少対策に特化した組織とするため、庁内の政策調整業務等を令和の改新戦略本部に移管</p>

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部</u>を置く。</p> <p><u>人口戦略推進本部</u></p> <p>令和の改新戦略本部</p> <p>輝く鳥取創造本部</p> <p>男女協働未来創造本部</p> <p>総務部</p> <p>危機管理部</p> <p>地域社会振興部</p> <p>福祉保健部</p> <p>子ども家庭部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>(<u>人口戦略推進本部</u>の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>人口戦略推進本部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>産業集積の形成及び活性化に関する総合的な施策の調整に関する事項</u></p> <p>(令和の改新戦略本部の所掌事務)</p> <p>第4条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>県民の社会参加活動の推進に関する事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。</p> <p><u>政策統轄総局</u></p> <p>令和の改新戦略本部</p> <p>輝く鳥取創造本部</p> <p>男女協働未来創造本部</p> <p>総務部</p> <p>危機管理部</p> <p>地域社会振興部</p> <p>福祉保健部</p> <p>子ども家庭部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>(<u>政策統轄総局</u>の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>政策統轄総局</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>県民の社会参加活動の推進に関する事項</u></p> <p>(令和の改新戦略本部の所掌事務)</p> <p>第4条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>令和の改新の推進に関する事項</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(総務部の所掌事務)

第7条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- (15) その他の部の所掌に属しない事項

(政策統轄監)

第16条 人口戦略推進本部を所掌させるとともに、各部の政策を統轄し、官民の協働により喫緊の行政課題に機動的に対応するため、政策統轄監を置く。

2～5 略

(部長)

第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、部にそれぞれその長（以下「部長」という。）を置く。

- 2 部長は、前項の事務を処理するとともに、部の所掌事務をつかさどる。
- 3 部長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。

(部以外の組織及び分掌事務)

第18条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を部の外に置く。

2・3 略

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

(総務部の所掌事務)

第7条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- (15) その他の部局の所掌に属しない事項

(政策統轄監)

第16条 政策統轄総局を所掌させるとともに、各部局の政策を統轄し、官民の協働により喫緊の行政課題に機動的に対応するため、政策統轄監を置く。

2～5 略

(部局長)

第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、部局にそれぞれその長（以下「部局長」という。）を置く。

- 2 部局長は、前項の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。
- 3 部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。

(部局以外の組織及び分掌事務)

第18条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を部局の外に置く。

2・3 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。